

平成22年第7回玉城町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 平成22年9月14日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成22年9月15日

4. 応召議員

1番 小林 一 則 君

2番 中 野 勇 君

3番 山 本 静 一 君

4番 北 川 雅 紀 君

5番 鈴 木 加奈子 君

6番 小 林 豊 君

7番 前 川 隆 夫 君

8番 風 口 尚 君

9番 川 西 元 行 君

10番 中 瀬 信 之 君

11番 山 口 和 宏 君

12番 奥 川 直 人 君

13番 高 木 市 郎 君

14番 東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君 副 町 長 中 郷 徹 君

教 育 長 山 口 典 郎 君 会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君

総 務 課 長 大 南 友 敬 君 税 務 住 民 課 長 小 林 一 雄 君

生活福祉課長 林 裕 紀 君 建 設 課 長 森 島 千 里 君

上下水道課長 松 田 幸 一 君 病 院 老 健 事 務 局 長 田 畑 良 和 君

教育事務局長 中 西 元 君 総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君

産業振興課長 田 間 宏 紀 君 政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君

教育委員長 加 藤 禎 一 君 監 査 委 員 中 西 正 光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君 同 書 記 宮 本 尚 美 君

同 書 記 内 山 治 久 君

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 一般質問

質 問 者	質 問 内 容
奥川 直人 3 分～16 分まで	1. 学校の夏休みの状況について 2. 菊狭間環境整備施設組合職員採用について 3. 総合計画策定の進捗状況について 4. 世古地区農振除外地の現状について
風口 尚 16 分～22 分まで	1. 看護学生奨学金制度について 2. 認知症及び高齢者の運転免許証の自主返納について
鈴木加奈子 22 分～34 分まで	1. 介護認定を受けた方の減税について 2. 子どもの医療費無料を中学校卒業まで拡大することについて 3. 人工透析患者への支援について 4. 農村公園維持管理について
山本 静一 34 分～41 分まで	1. 安心安全の町づくりについて
中瀬 信一 41 分～50 分まで	1. 玉城町のシンボルである田丸城跡の環境整備計画について 2. 予防接種の公費助成について
北川 雅紀 50 分～66 分まで	1. 6月の一般質問を振り返り 2. スポーツ振興について 3. 鳥獣対策について

(午前9時00分 開会)

- 議長 (小林一則君) ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
 よって平成22年第7回玉城町議会定例会(第2日目)の会議を開会いたします。
 本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。
 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
 本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

14番 東谷 富雄 君 2番 中野 勇 君

の2名を指名いたします。

○議長（小林一則君） 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

まず最初に、12番 奥川直人君の質問を許します。

○12番（奥川直人君） 皆さんおはようございます。それでは今議長のお許しを得ましたので、通告書に入らせていただきます。

まず質問事項といたしましては、ちょっと順番を入れ替えています。世古区農振地区除外の現状について。2番目が学校の夏休みの状況について。3番目が菊狭間施設組合職員採用について。4番目が総合計画策定の進捗状況についてお聞きいたします。

それでは、今回トップで質問させていただくことになりました。私たち議員は住民の代表として、また行財政の運営の全般を監視をするという権限を持たせていただいております。この一般質問では執行機関の政治姿勢を明らかにするとともに、行財政や政策の責任の明確化、または是非を明らかにしていく責任がございます。そして議会は住民の立場に立ち、執行機関の皆さんとともに、玉城町をよくして車の両輪と、このように考えております。その責任を果たすべく一般質問に入りますので、責任ある答弁をお願いいたします。

世古地区農振除外の状況について、お聞きをいたします。世古区農振除外への宅地造成が進み、現在、分譲中になっております。この土地は行政として農家分家住宅の集合体と、限定された用途として許可をしたものであります。この問題に対し該当地区の世古区、有田地区住民、農業委員会、県、国など多大な時間的労力をかけた出来事でありました。行政の職員も含めてでございますけれども、今現在進んでいる12区画の土地分譲業者に、玉城町行政として秩序ある農地利用としての農家分家住宅の集合体をつくる責任ある指導主事のもとに、入居条件は当然できている筈と私は思っております。

分家住宅に対する行政の指導内容をお聞きいたします。

○議長（小林一則君） 2番 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村修一君） 世古区農振除外地の現状についてのお尋ねでございます。現在の状況でございますが、開発協議が平成21年8月5日に提出をされまして、そして9月30日に許可し、造成が進められました。完了検査が平成22年6月24日で行われました。これから販売がなされるというふうに認識をしております。そういう状況でございます。またこの件に関しましては、平成22年3月に開発業者と協議をいたしまして、その中におきましても農家分家住宅への販売についての厳守を指示し、平成21年12月15日に改正の農振法が施行されましたので、玉城町におきましても新しく基準の作成をいたしました。この基準を参考に販売につき

協力を願いたいと、こういうことで申し上げ、了承をいただいております。現在の状況は以上でございます。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） そういたしますと、農振法の基準が変わったということでございますけれども、具体的にはどういうふうな内容になっておるのか、お聞きをしたいと思っております。

例えば玉城町に農地を持っておられるとか、色々な条件がその中にはあるというふうに考えますが、詳細にお願いしたいと思います。

○議長（小林一則君） 産業振興課長。

○産業振興課長（田間宏紀君） 基準の内容でございますので、私の方から答弁をさせていただきますと思います。まず町長が冒頭のほうで説明をさせてもらったとおり、改正農振法のほうが、昨年12月15日に改正施行をされたところでございます。この改正に基づきまして、玉城町におきまして過去の経過等を踏まえながら、新しい基準を設置しようということで、1月25日に新しい基準のほうを策定させていただいたところでございます。この基準の中に農家分家住宅というふうなものが、どういうふうなものかというふうな基準も設けさせていただいたところでございます。ちょっと若干長くなりますが、読み上げさせていただきますと思います。

○議長（小林一則君） 端的にお願いします。

○産業振興課長（田間宏紀君） 町内において農業を営むものと世帯の子・孫であり、農業を営むものの世帯構成員という現に同居しているもの。または現在は農家から離れて生活しているが、以前に世帯構成員として同居していたものが、自己の居住の用に供するために建築する住宅。そして居住者が農業者の子・孫であることが、予め確認できること。また農地法で許可される面積の上限以内の規模であり、かつ必要最小規模であることの根拠が客観的に認められること。現在の住居では引き続き居住ができない合理的理由があることというものを定義をいたしたところでございます。以上でございます。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） ありがとうございます。

町内において農業を営むということで、対象としては子・孫というふうなことでございまして。私も前回からしつこく、この問題に対して質問させてもらっておりますけれども、前回5月15日の町の回答文ですね、県と国に対する。これは今回その場所に、農家分家住宅を建設することによって、農業後継者に対し分家住宅が提供でき、町内の優良農地を守るためにも、町内の虫食い除外、町内の農地転用、町内の細分化を防ぐことができる。そして1筆にまとめることにより農家の分家の点在を防ぐことができるということで、玉城町の優良農地を守るということが、大前提になってございまして、これは基本計画、今、基本総合計画の中にも、農地の利用ということはどうなっておりますし、それを遵守していただけるものというふ

うに確信をしました。

あくまでも農業振興、営農環境、そういったものを玉城町の住民のために、玉城町の土地のために、農地のために推進していただくと。これも県にも確認したんですけれども、基本的には町内の土地を持っておられる方だということも、県の方もそう申しましたし、玉城町のこの政策につきましては、うまくいけば非常に素晴らしいことだということ、私は期待をしております。

そして、憲法15条にもうたわれておりますが、公務員は玉城町の公務員ですね。玉城町全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないということで、今回のことにつきましては、色々経過はございましたけれども、その土地については玉城町の土地、玉城町の農家、玉城町の農地、これを守っていくために有効に活用していただきまして、益々今後の農業の進展、発展ができるように期待をしております。ということで、うまくいきましたので、次へいきます。

それでは、続きまして、中学校の夏休みの状況について、お聞きをしたいと思います。玉城中学校の生徒の指導面につきましては、6月の一般質問の中で、少し問題があるなということをお話しさせていただきました。夏休みの期間、生徒の状況はどうであったかをお聞きをしたいと思います。教育長よろしくお願いします。

○議長（小林一則君） 教育長。

○教育長（山口典郎君） 先程、奥川議員からの質問ですけれども、玉城中学校の問題行動の件です。1学期の当初からの状況としましては、今のところ一進一退でありますけれども、好転をしてくしております。特に先生方の夏期休業中の地道な取り組み、それから県教育委員会の2名の生徒指導特別指導員、それから町雇用の4名の生徒指導員、地域の方々の応援もありながら、徐々に落ちついた状況にはなってきています。

夏期休業中も学校の先生方が家庭訪問、それから校内のパトロール、人の集まる大型商店やスーパー、コンビニなどに足を運んで、指導もさせていただきながら、店の方々と話し合いながら子どもたちの様子の把握もしていただいております。好転の一因としまして夏期休業中に、親子の話し合いを持った家庭もあって、生徒が進路に向けて目覚めて勉強に打ち込んできたというふうな報告も聞いております。

今後ですけれども、2学期以降、生徒と話ができて、向き合える町雇用の指導員を増員し、生徒の内面から指導を図っていきたい、取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） 私も度々中学校のほうは訪問させていただいてまして、やっぱり話を聞いてやると。それでそういう中で親も言っているけど、こっちの叔父さんもそういうこと言うてくれるのやなというふうな、つながり、地域とのつながりと言いますか、そういうものがやっぱりちょっと少し欠けておるのかなということで、その辺を充実させていただいておるとということで、夏休みにつきましては、特

に問題がなかったということで、本当に良かったと安心をしております。

私も夏休み期間、教育委員会にお願いをしました。青少年を育てる会のメンバーの区長さんとか、共助員の方々に地域の見守りをお願いしてくれませんかということで、お願いをしました。学校としても最大限の、子どもたちの見守りは行っておられますし、特に目が届かないということが想定されますし、夏休みは家庭、地域での学習が主だということもあるんです。こういう時にこそ家庭、地域の役割を發揮すべき時であるというふうに思います。地域の子どもは地域で育てる、最も重要な時期と感じ教育委員会にお願いをしました。青少年を育てる会の会長である、加藤教育長名で、地域の子どもたちへの見守り、声かけのお願いを、8月2日に作成してもらって配布をしていただきました。夏休み中、大きな問題がなかったと聞きまして、改めて区長さんとか共助員さん、地域の方々に御礼を申し上げたいと、このように思っています。ということで、中学校については特に問題がなかったもので、これから内面の部分をしっかりと指導いただき、聞いていただいたり、話し合う場を設けていただきたいと、このように感じます。

それでは、次の質問ですが、小学校の夏休みの登校日が今はないということを知って驚きました、私は。町としてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいというふうに思っています。私は古い考えかも知れませんが、約40日間休みがありまして、担任の先生と生徒がすべてではないにしても、顔を合わせないということになります。担任の先生も生徒が元気がどうかと、心配もおありになりましょうし、子どもたちも夏休みの期間、色々な出来事など情報交換の場にも登校日は、刺激を受ける場にもなろうと思います。

また宿題の進み具合、登校日があれば宿題の進捗状況とか指導もできると思いますが、今登校日がないということは、一気に9月に提出ということになります。先生方の業務も非常に多忙を究めるので、そういう登校日があればはかどるのではないかなと思います。そして、昨今体育祭も9月の中旬にあるということになりますから、夏休み明けの先生は宿題は見やないかん、そして体育祭の準備はせないかんというふうな実情かというふうに思われます。

夏休みの定期的な登校は、私は極めて教育行政として重要ではないかなと、今思っておりますし、特に小中学校は町の教育委員会の裁量範囲と、このようになっており、夏休みの対応について玉城町として、今まで何故こうなってきたのかという経過並びに教育長のお考えと、将来の展望についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（小林一則君） 山口教育長。

○教育長（山口典郎君） 登校日の件ですけれども、本来、登校日は夏期休業中でありまして、授業時数には含まれておりません。その点から登校日を設定するかしないかは、学校の判断というふうになってまいります。さてこの登校日がなくなってきた経過ですけれども、平成14年度から前の学習指導要領なんですけれども、小学校で学習指導要領が変わりました。その際ですけれども、学校5日制となって週

休、学校で言うと先生方につきましては、週休2日制という形になって、学校5日制の導入が企画されたところであります。

そういった点で土日が休みとなるという中で、特に平成14年度から実施でしたけれども、平成12年度から学校は保護者との話し合いを、息長く設けてまいりました。それで校長会とPTAとの話し合いも、度重なって行われた中で、その際、土日ではなしに本来休みとなっている夏期休業中の登校日をなくしてほしいという要望が出されてきたわけです。

それで特にPTAの側からは、子どもたち特に小学校、中学校はクラブ等もありますので、そういった点で小学校に夏期休業中にさまざまな体験を、親としてさせてやりたいという思いがあって、特に夏期休業日は授業日でないことから、学校の判断で登校日をなくしていく学校が、全国的に多くなっておりまして、現在に至っております。

ただ先程奥川議員から言われましたけれども、学校と子どもたちの接点というのが、どうなっているかということにですけれども、昨今、学力問題等がこの新しい学習指導要領、その前のゆとり教育の反省から、学力問題のことが出てきております。そして新学習指導要領の下で、学力の問題として取り組むという中で、この4、5年前から各学校では学力の問題を、学校現場でも真摯に受け止めていきまして、色々なことができる子どもに育てようというふうに試みをしておりまして、夏期休業中、各学校では5、6年生を中心にキャンプ体験、それから修養を主眼とした広泰寺の宿泊体験、学校によってですけれども、それから1学期にわからなかったところを補う補修とか、復習講座、それから泳げる子どもたちにするために、水泳教室とかプール開放など、また家庭訪問も交えながら、ほとんどの子どもたちは学校とのつながりを持ってきております。

その点から学校では味わえない夏期休業中の子どもたちの体験が、現在なされているというふうに把握しております。以上です。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） 色々な試みをされておるということを、お聞きしました。ちょっと次いでで申しわけないんですが、キャンプ体験と広泰寺の体験ですか。何名参加されてますか。

○議長（小林一則君） 山口教育長。

○教育長（山口典郎君） 各学校でキャンプ体験は5年生、6年生ですべて、大きな田丸小学校、それから外城田小学校については6年生のみです。それから有田小学校、下外城田小学校においては5、6年生でキャンプをしています。それから広泰寺の修業については、今年度から子どもたちにいわゆる中学校の問題もありまして、そういうふうな精神、いわゆる精神修養ではありませんけれども、精神的に子どもたちを自立させる活動をとということで、広泰寺の宿泊体験を田丸小学校の6年生は、今年から始めさせていただいています。以上です。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） 私も県も教育委員会のほうに聞きまして、そういう経過かなど、県のほうも小学校の実態は十分把握できてないんだと。ですが考え方としては、先程教育長が言われました5日制になった時から、少し変わってきたなということでもあります。

近隣を見まして、旧多気町、松阪市、この辺は平和の日学習かな、8月6日か8月9日にこれは全校出ていると。度会関係については、今、教育長がおっしゃられましたように、夏休みは出てないと。そういう差があるんで、どっちがいいとかいうのは、私も今どちらがいいということは判断、私自身もできませんけれども、この制度ができたというのは、もう10年前の話なんですね。10年前から多く世の中は変わってきております。玉城町で変わってきているのは何かと言いますと、保育所延長保育を実施してきた。みんなお勤めだから延長保育をしてきたよ。それで小学校も放課後児童クラブができておるんです。これも最近なんです。それは勤めている方が多いから、そういうものができてきたということになってます。共稼ぎの家庭が多くなってきているのが現状なんです、この10年間の中でも大きく世の中が変わってきてますんで、現実には夏休みの登校日がないというのも、そういった流れからいくと、少し矛盾しているのかなというふうに、教育面から見れば感じます。実態はどうなっているのかということになるわけであります。

子どもたちの夏休みの過ごし方は、じゃあどうなっているんだと今。そういう調査もあればお聞きをしたいと思います。そして、児童クラブは何名登録されておるのか、お聞きします、教育長。

○議長（小林一則君） 山口教育長。

○教育長（山口典郎君） ちょっと児童クラブにつきましては、所管のほうは少し違いますので、ちょっと把握はしておりません。平和教育につきましては、各小学校でも昔はさせていただいておったんですけれども、平和教育につきましては各学校では、特定の日にするのではなしに、いわゆる全校的にいわゆる長い1年間の中で、平和に対する尊さということを学ぼうということで、特に夏期休業中に限ったということでは、松阪市、今多気町の実例を挙げていただきましたけれども、そういった点では度会郡、それから伊勢市、鳥羽市、志摩市では、そういうふうな取り組みとして、1年間を通じて平和教育をしていくという形で取り組んでおります。

それから、特に今年登校日を設けなかった中でも、子どもたちがほとんどの子どもたちが、各10日間ぐらい各学校ではプール水泳の指導がありますけれども、そういった点で子どもたちが参加しておりますので、子どもたちとのつながりは多くつくっていただいておりますので、先生と子どもたちと話し合う機会も設けているということの話も聞いておりますので、そういった取り組みを現在行われている最中でございます。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） 私らも小学校の時、プールがあったんです。外城田小学校は早かったんです。ありまして、行っていました。でも担任の先生と接する、身近にということで、逆らうようで申しわけないんですけども、大事かなと。それで平和教育は、年間通じてやっていることでもあろうかと思えますけれども、あえてそういった時に子どもたちの姿を見るというふうに設定しているだけ、私は松阪市や多気町のほうが前向きかなと。前向きかなというか、そういう学校としての精神的なものが考えられますね。

それとですね、所管が違うというのは、私はこれ不思議で困るんです。小学校の生徒を預かるのは児童クラブなんですよ。でね、そこを生活福祉が持っていて、教育長よくおっしゃられましたやんか。垣根を超えると、私は垣根を超えた行政をしたいんだと言った時に、じゃあそこは学校の生徒が行っておるのに、どんな活動をしておるんだと。ただ預かっておるだけなんかということは、生活福祉課しかわからないということも困るんです。やっぱり教育長として、そこはしっかり私は見ていただきたいと。本来の趣旨はそうだと私は思っています。

今、登録者が140名も見えるんです。玉城町内で、140人の世帯、兄弟がおるかわかりませんが、そういった人が夏休みそういったところへ預かってもらっておると、行っている可能性があるということは、それだけの方の子どもたちが、本当に夏休みに保護者とそういった有意義な時間を過ごせる機会が多いのかどうかと。家庭での勉強とか色々なことがありますけれども、そういったものに対して、もうくどくど言いませんけれども、一度ですね、私は保護者の方に一遍そういうアンケートなりを、もう一度取ってもらう時期と違うんかなというふうに思います。

この実態は玉城町教育の将来展望または教育行政としての実態をつかんでいただきたいと。そして見直しせねばならないことは、してほしいなというふうに思いますが、これは町長に聞いたほうがいいかな、町長ですか。

○議長（小林一則君） 山口教育長。

○教育長（山口典郎君） 放課後児童教室等につきましては、昨年度から教育委員会の職員を送りまして、放課後、各児童館等にも教育的な配慮から指導できる方を送って指導に行かせていただいております。ただ人数の点から掌握してないということで、内容的にはコラボしていくというふうな形で考えております。

それから先程奥川議員からありましたけれども、各学校ではその時代その時代に合った教育課題というものがああります。そういった点で、その当時は10年前にありました、いわゆるゆとり教育というものが、家庭に戻そうというふうな形での取り組みでした。その結果、こういうふうな流れになってきておると思うんですけども、各学校におきまして校長さんを中心にして、子どもたちの状況把握をしていただきながら、各学校での課題は何なんだということを見極めながら、それぞれ今回、この最近の5年間ぐらいの中で、さまざまいわゆるサマースクールとか、予習復習、復習講座なんかを設けてきております。中には10日間も子どもたちを出

して、子どもたちに平常の授業では取り組めない授業を展開していただいたり、今までの少しおいてけぼりになっていた子どもたちの補習等もさせていただいております。

そういったものが、それぞれの今の学力に関する、今課題というふうにとらまえた時に、学校長には学校の児童・生徒の状況を踏まえた各学校の課題を把握し、特色ある学校づくりをしていただければありがたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） 最後になりますけれども、是非私は保護者の方の意見を、一度聞いていただきたいと。でない先生、勝手といったら知りませんよ、申しわけないのだが、先生たちが考えてこうやって、やっておられるけれども、本当に保護者というのは、基本的なベースになりますし、そういったところら辺から、一遍掘り下げてこの問題について、どうあるべきなんだということを、できたら確認をして、夏休みが過ぎたばかりですから、一度そういう確認をしていただいて、また議会に報告いただけるとありがたい。

これから夏休みの過ごし方、児童館の活用の方を含めて、こうあるべきなんだということを、是非お願いをしたいと思います。教育長よろしいでしょうか。

○議長（小林一則君） 山口教育長。

○教育長（山口典郎君） 学校長は学校運営で保護者の意見を聞く場をつくるというのが、非常に重要なポイントですので、そういった点で学校長からの話し合いもしていただきながら、検討もさせていただきたいというふうに思っております。以上、よろしく。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） ではその点、個々の学校の特色が出ていいと思うんで、色々な形でお願いをしたいなと、調査の件についてはお願いしたい。県の言うところのは、在所、昔の玉城町のこういう古い地域を、案外と登校日が必要だという意見が多いそうです。

それで、新しく入られた団地の方については、夏休みは要らんと、こういう傾向が県の方から、私、頂いてまして、そういうところがあるんで、玉城町はどうかなというふうな投げかけも私は頂きました。是非、玉城町らしい子どもたちの育て方を検討いただく場にしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。続きまして、菊狭間の正職員採用についてお聞きをしたいと思います。たまき広報の7月号に菊狭間環境整備施設組合の職員採用試験についてという記事が出ておりました。この菊狭間は明和町と、玉城町の2町で運営されております。ご存じのように玉城町内のごみ集積場、これは214カ所ございまして、他にリサイクルステーション、これが75カ所のごみ収集をさせていただいておるわけでございます。

菊狭間整備施設組合の昨年の運営予算は1億2,400万円、両町の世帯数やごみの収集量の割合で、玉城町からは5,500万円、明和町から6,800万円を一般会計から支出をしております。総額予算1億2,400万円の内ですね、人件費が1億800万円、総額の84%を占めております。昨年の計画値でいきますと、これは人員なんですが、正職員が13名、嘱託・臨時さんが5名の体制であり、職員給与は行政職給与となっておりますということでもあります。

この菊狭間の将来のあり方や経費の削減等、玉城町の行財政の運営の中で課題の一つとなっておりますと私も認識をしております。玉城町議会でも常任委員会または議員懇談会でも検討をしてきており、色々課題が提起されております。もっと財政効率の改善が必要でないか。将来的に民営化拡大によるし尿処理業者の業務の安定確保の法律というのがございます。一般廃棄物処理業者の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法への対応を機会とすべきでもないかというふうな手段も考えられます。このような多くの課題を抱えております。その中で今回職員採用が7月に出まして、見て驚いたわけでありまして。今まで述べましたように、菊狭間は将来は従前になく、先行き不透明な部分もありまして、正職員を採用するという事は、どうなのかというふうに私は感じております。

それで町長にも以前、菊狭間の経費削減の提案をさせていただいたことがございます。できれば正職員をある一定の人数にして、現状でも臨時職員を使っておられるんですから、そういった事実もあるんで、昨今非常に雇用が厳しい中において、雇用対策という意味でも臨時職員の方を採用し運営すれば、そういう雇用という意味でも貢献もできるし、経費削減につながるのではないかと提案もさせていただきました。この環境整備組合の管理者は明和町の町長であり、辻村町長は副管理者となっておりますわけでありまして。なぜ正職員を採用されたのか、どういう考えなのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） なぜ職員採用の計画を進めておるのかということでございます。これにつきましては一部事務組合ということで、二つの町が共同事務をしているということで、既に43年程経過をしておるわけでありまして、当町議会からも議員さんが一部事務組合議員として選出をいただいて、その運営についての方向決定に参画をいただいております。

中井明和町長さんが管理者でありまして、特に収集業務運営についての労務管理の面から必要があると。こういうことでの提案をいただきました。組合議会の中でその方向で了承されたという状況でございます。そういう経過でございます。今年の2月25日に全員協議会が開催されたという状況でございます。以上です。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） そういうことで我々議会の中で、その一部組合について、なかなか発言と言いますのはやりにくいと、代表の議員さんが今、出ていっておら

れるわけで、それは議会としてですね、もう一度どうなんかという話も必要かなというふうに思っていますけども、私が危惧するところは、今20才から29才の方を採用しますという形で、何名がわかりませんが、多分玉城町と明和町1名ずつぐらい採用されるのかなというふうに考えるところであります。

色々こういう問題が多く抱えている中で、本当にその人の雇用補償と言いますか、そういうことができるのかなということは、もう町長に聞きませんが、私はそういうことを危惧しております。こういう事業を運営していくためには、基本的には赤字なのか、黒字なのかという、行政効率が今現状よいか悪いのかというふうなことを、しっかりと私は分析をして進めていただく必要があるのかな。足りないから入れるというのは、本当にこれは行政とか、こういう親方日の丸のところしか、なかなか言えないことで、足りないからやっぱり人が欲しいんだと。でも採用するためには、どっか削らないかということも現状出てきますし、それについては一度ご検討いただきたいと思います。今回そういった意味では2名の方を、臨時するという一つのチャンスだったのかなというふうにも私は思っています。正職の方なら安心な面もあるのかどうかわかりませんが、その運営をしていくためにも、そういったこともチャンスの一つだったかなと思います。

で、役場内を見ましても、そういったことでなかなか、教育委員会も1名減ったとか、色々な形で運営がしづらい庁内のこの中でも、たくさんそういう課題を抱えているわけですから、そういったことを総合的に考えていただいて、健全化を進めていただきますように、お願いをいたします。以上ですこれは。

続きまして、総合計画の質問をさせていただきます。第5次総合計画の策定に対する経過並びに今までの活動経過と進捗状況の今後のスケジュールについて、お聞きをしたいと思います。この総合計画は玉城町の平成23年、来年から平成32年までの10年間の目指すべき目標を定める最も基本となる重要な計画策定であります。その作成は昨年8月から行われておると聞いております。その計画策定に関わる経費は510万円、と言いますとちょっとあれですけども、総合計画策定自体は385万円なんです。その総合計画の裏付けるための行財政改革こういうものがないと、多分計画というものは進まないの、財政面の計画策定、これが125万円という形で、高額な経費を使ってこの10年間の玉城町の将来の姿をですね、ビジョンをつくっていただく。趣旨として住民とともに作成し、住民と共有した目標であり、計画であるはずであります。住民から見ても行政から見ても、満足度ナンバー1のまちづくりの計画として作成をいただくということであらねばならない。

で、この総合計画の策定経過と今後の計画についてお聞きをします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 総合計画の策定経過、それから今後のスケジュールについての状況は、担当する総務課長から答弁をいたさせます。

総合計画は今も議員からご承知のとおりでございます。法に基づきまして、定め

られておりまして、地域づくり、まちづくりの最上位に位置づけられた町の長期展望をつくる計画でございまして、それに基づいて計画的そして効率的な行政運営の指針を盛り込むと、こういうものでございまして、この構成は基本構想あるいは基本計画、5カ年毎の基本計画、そして実施計画というふうなものがあるわけございまして、議会の構想は議決をいただくということになっておるわけでございます。

お陰様で第5次ということになります。現在まで第4次を進めておるところでございます。玉城町の場合は、民間の皆さん方にコンサルでお願いをする、お任せをするということではなくて、一部アドバイスは頂いたり、校正等はいただきますけれども、ほとんどが手作りでこのまちづくりの総合計画の策定をしてきておるということと合わせて、町の行財政改革の取り組みも、もう第4回になるのかな、恐らく第4回ぐらいの行革の策定というふうなことの委員会の設置もしていただいておりますけれども、そうした中で将来のこの玉城町の発展のための元となる計画でございます。

今後のことにつきましても、順次計画をしておるわけでございます、また整いましたら議会のほうへも提示を申し上げ、ご意見を賜る機会の予定をしておりますので、よろしく願いいたします。後は総務課長から答弁をいたさせます。

○議長（小林一則君） 総務課長。

○総務課長（大南友敬君） スケジュール的なことということを中心にお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいというふうに思います。この総合計画につきましては、議員よくご承知のように承っております。まず留め直し頂いて申しわけございませんけれども、総合計画というのは、基本構想、基本計画、それから実施計画、この三つから成り立っております。基本構想につきましては基本理念、概念というふうなものを表していくと、こういうことになっておりますし、また基本計画につきましては実現性のある戦略的な方針を定めておると。こういうふうなことになっております。

町長申し上げましたように、基本構想につきましては、10カ年の構想ということになりますし、基本計画につきましては5カ年、前期5カ年、後期5カ年、こういうふうなことになります。それと3カ年ということで実施計画を策定いたします。これは係数、数字を事業毎に当てはめまして、計画を定めるものでございます。今回の第5次の計画の策定に当たりましては、まず昨年、平成21年4月30日、それから5月1日にわたりまして、全職員を対象に関西学院大学大学院経済学研究者の人間福祉学部教授の小西砂千夫先生をお招きいたしまして、研修を全職員対象にいたしました。内容は次回の第5次の総合計画に当たりますといたしますか、総合計画そのものも学習も含めまして、第5次についての研修をしたと、こういうふうなことが始まりになっております。

それから、その後、この計画を策定するために総合計画策定委員会、それから総合計画審議会、それからワーキンググループと、こういうふうなことで三つのそれ

ぞれの構成をと言いますか、計画の審議をする機会と言いますか、そういうふうなものを設置しまして、総合計画策定委員につきましては、各担当課長12名ということになっております。それから審議会委員につきましては、8名の方をお願いをいたしております。ワーキンググループにつきましては、各課1名以上ということで設定をいたしております。ワーキンググループにつきましては、主に実施計画、それぞれの政策の実施計画をつくるということで設置をいたしたものでございます。

それから総合計画の策定委員につきましては、その基本構想とそれから基本計画を合わせましたものを作成すると。でもって総合計画審議会のほうに指紋をいたしましてご意見をいただくと、こういうふうなことで基本構想をまとめていくと、こういうふうなことから始まっております。

まず始めましたのが、アンケート調査でございます。これが昨年9月18日にどういふふうなアンケート内容をするかというふうなことで、ワーキンググループで検討いたしまして、その後、10月の上旬に無作為抽出の2千名の方にアンケート調査を実施いたしまして、そのまとめをいたしたのが12月でございました。それからその間、総合計画の審議会委員さんに、10月27日に委嘱をいたしまして、それぞれお話を申し上げてきたと、こういうところでございます。

この総合計画審議会につきましては、当初、平成21年度に3回程度予定をいたしておりましたが、実際の開催は2回であったと。また平成22年度、今年度につきましては、5回程度予定をいたしておりますが、今まで2回の実施と、こういうふうになっております。この後、まだ2回程度、1、2回程度開催をさせていただくと、こういうふうな予定をさせていただいております。また策定委員会につきましては、昨年平成21年度につきましては、3回の予定をいたしておまして、1回の実施ということになっております。それから平成22年度につきましては、3回の実施が今年度に入りましてから2回の実施と、こういうふうなことでございます。

で、ワーキンググループにつきましては、主にメールでのやり取りと、こういうふうなことになっておりますし、また審議会委員さんへのお話もメールのやり取りというのが非常に多いと、こういうふうなことが特徴でございます。この回数か先程申し上げました予定の回数よりも少ないということにつきましては、各委員さん方の時間的な調整が非常に難しかったということ。またメールでのやり取りの中で調整がつきにくかったと、こういうふうなこと等も合わせまして、ワーキンググループによります基本計画の第4次基本計画の課題抽出、評価を実施しておりましたけれども、この間、それに若干時間がかかったと、こういうふうなことから、現在1カ月程度の遅れが出てきております。今後のスケジュールでございませうけれども、まずもって12月議会にはご提案を申し上げたいと、こういうふうに思っております。このためには議会の皆様方にお話を申し上げる機会を、是非とも持つ必要があると、こういうふうなことで考えておりますので、10月上旬までには議会の皆様

方にお話を申し上げたいというふうに思っております。

それを議会の皆様方にお話を申し上げた後、住民の皆様方に説明を中心としたパブリックコメント、いわゆる公聴会というものを実施したいと。これが10月の中旬ぐらいに予定をいたしております。その後、先程申し上げましたように、策定委員会なりあるいは審議会委員なりをお開きをいただきまして、最終的なものをまとめていきたい。

実施計画でございますけれども、長いですか。すいませんな。実施計画につきましては、議会の皆様方に年を開けてからお示しを申し上げたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） 丁寧な説明、誠にありがとうございました。私がちょっと聞きたかったのは、審議会のメンバーの方が3回ですか、多分3回ですか、この10月にまた開かれて4回目かな、5回目ですかと思うんですが、名称のごとく詳しく調査検討し、内容の良し悪し、これをしっかり決めていただけるだけの時間があったんかなと、回数見ましても非常に少ないような気がしてまして、時間の関係もあるということでございますけれども、その辺しっかりやっていただきたいというふうに期待をするところであります。

それと先程総務課長申されましたように、この4次の反省というところ辺が非常に私は大事やと思います。今回この総合計画についての、これから新しいやつができてくるわけですけれども、これも本当に今回この5年間やってきた中で、どうだったんだ。10年間を振り返ってどうだというふうなことが、しっかりできているかということが、誠に大事だというふうなことで、それはやられておるということで、その辺の説明も次回10月の中旬ですか、説明いただく時に、こういう課題があったんだと。これを次回では克服するために、こうしていくというようなことを明確に述べてもらわないと、また総論に終わってしまっただけは駄目かなと。

後ですね、裏付けとなる財源、これもまた当然重要になってきます。基本構想、それと基本計画、実施計画が3年、それと財源の裏付けの財政改革プランなんか、何なんかちょっとわからないですけれども、そういうものも長期展望の中で、見た中でこういった活動ができるんだというふうなことがないと、また精神論であったり、絵に書いた餅になったりして、住民の納得性が得られないというふうなこともありますんで、その辺をしっかりと、できれば私は同時に出していただきたい、同時に説明いただきたい。このように思いますが、何かありますか、よろしい。

○議長（小林一則君） 総務課長 大南友敬君。

○総務課長（大南友敬君） 財政的なこのお話でございます。まずもって基本構想というのは、目標としてどういう町をつくるかと。まず目標を定めるということになります。その中でどういうふうな施策になるかと。これは言葉での表現でございますので、例えば老人対策、高齢者についてはこういうふうなことが考えられると

いうふうな、あるいは児童福祉については、こういうふうなことが考えられるというふうなことの、言葉での表現になってまいります。その政策の一つ一つについては、当然財政の裏付けが必要でございますので、3カ年でどういうふうなものを作っていくというふうなことになります。

これは当然、奥川議員おっしゃられました歳入との見合いということにもなってまいります。その中で町長が特にどういうふうなことをやっていくということは、単年度の予算の中で、皆さん方にご説明申し上げていくと、こういうふうなことになりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） よろしくお願ひします。その辺は、後ですね、総論であるというのが、私も総合計画を見ていて、総論と言いますか、総論に近い表現だと。目標が何なのかと、よくしていくという方向づけだけで、それで読んでみると、中にはできるだけ数値で表すと、こういうことにもなってますんで、その辺の工夫をしっかりとっていただきたいと思ひますし、議会に説明をいただく承認をするのが、12月議会に多分なるのかなと思ひますので、確かにこれは先程申し上げました住民の意見、そして議会の意見、色々な意見を聞きながら、全体の目標である計画づくりだということであれば、先程バブリックコメントで公聴会を開いていただくということなんで、これは各地区ぐらいでやってもらえればありがたいなど、このように意見を聞くが。

それと総合計画で議決するまでに、やっぱり議会としても責任を持って承認をするわけでありますから、こういう考え方はどうなんだろうとか、色々な論議をする場を是非設けていただいて、共に目指せる目標である、作り上げる総合計画にしていきたいと、このように考えますので、是非そういった段取りでよろしいお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小林一則君） 以上で、12番 奥川直人君の質問が終わりました。

10分間休憩といたします。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（小林一則君） 再開いたします。

休憩前に続きまして、一般質問を続けます。

次に、8番 風口尚君の質問を許します。8番 風口尚君。

○8番（風口 尚君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2点程お尋ねをしたいと思ひます。

1点目は、看護学生奨学金制度ということでございます。

2点目は、認知症及び高齢者の運転免許書の自主返納についてということでございまして、まず1点目の看護学生奨学金制度について、お尋ねしたいと思ひます。

2009年度に病気やけがの治療で、全国の医療機関に支払われました医療費が3兆5,000億円になりました。過去最高を更新したそうであります。しかし一方では医師不足、看護師不足と言われております。医師不足につきましては、83年に医療費亡国論を公表いたしました時の厚生省の保健局でございますが、いわゆる医療費をかけ過ぎると国力が弱くなると、こういったことであります。そして医師の活動を抑えて、医学部の定員を削減したそのつげと言われております。

そして看護師不足につきましては、昔から3K、汚い、きつい、危険と言われておったり、あるいは今では8Kとか9Kとか言うんだそうです。給料が安い、休暇が取れない、あるいは結婚ができない、そんなことを言われるそうでございます。そんな職場環境ということで、確保できなければ現場が疲弊する、そして離職してますます人手不足になる悪循環と、こういうことになっておるわけございまして、玉城病院も例外なく看護師不足というふうに認識しておるわけございまして、そこで看護師を養成する学校に在学するものに奨学資金を貸与し、就学を容易にすることによって、病院の看護師の確保及び資質を図るものとして、奨学金制度の導入ということについての町長の所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（小林一則君） 8番 風口尚君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村修一君） 風口議員から看護学生奨学金制度についてのお尋ねをいただきました。まずは玉城病院の経営、運営につきまして、日頃からご理解、ご協力をいただいておりますことを、厚く御礼申し上げる次第でございます。1万5千人の町民の皆さん方の医療の安心を確保するために、本当にこの議会の皆さん方のご理解始め特に院長、看護師のスタッフの皆さん方の努力で、大変いい形での病院経営がなされておる状況ございまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

今質問にもございましたけれども、これは玉城病院だけのことで無くって、今、少子高齢化を迎えて、そしてどの商工業団体、自治体にありまして、この安心した医療の確保というのが、近々の課題である。しかもその中での人材の確保ということが、緊急に対策を講じなければいかんということでございます。

今日の新聞にも知事のほうからの医師の確保についての考え方が、緊急提言が報道されておりますけれども、医師も勿論今ご質問の看護師についてもそうでございます。このことは特に町立病院の看護師確保につきまして、積極的に検討をしてまいりたいという考え方でございます。

既に色々な機会を通して求人の情報発信、ハローワークあるいはホームページなり、あるいは新聞折り込みなりをしておるところでございますけれども、なかなか現実には厳しいものがございます。具体的にそれぞれ県内での事例等もあるわけでありまして、後、病院事務長のほうからその概要等、報告をさせていただいて、答弁とさせていただきますけれども、大変重要なことでございますし、またもう一つには特にそういう仕事をめざす子どもたちの教育というふうなことで、県の教育委

員会あるいは中学校、高校あたりのほうでも、そうした現場での体験学習というふうなことも、特に県も力を入れておると、こういうことでもございます。何と云いまして、そうした奨学金制度によるところの対策というようなもの。そしてあるいはまた現在勤めていただいております看護師の皆さん、スタッフの皆さん方の厚生面での対策というふうなものを講じていかなければならない、こんなふうに思っております次第でございますので、どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小林一則君） 病院老健事務局長 田畑良和君。

○病院老健事務局長（田畑良和君） 看護師の確保ということで、大変苦勞しているところはその通りでございます、県内各機関におきまして、この確保のために奨学金制度というのをしておる団体がございます。看護師の養成所に通いながら、この奨学金を受けて資格を取って職場につくというふうなことでもございますけれども、近くでいきますと、三重県のほうでは看護師等就学資金の貸与制度というのがございます。山田赤十字病院でも奨学金制度がございますが、三重県のこれは財団法人の三重県市町村振興協会でございますけれども、こちらでは平成21年4月以降に正職員として就職したものに限られますけれども、3年間で30万円というふうなことです、各1年を足すごとに10万円の支給というふうなことが始まっております。

近隣の自治体におきます伊勢市さんとか松阪市さんにおかれまして、奨学金の貸与条例というものを設けられまして、それぞれこういう制度を設けております。月額のおよその金額でございますが、月額5万円から6万円というふうな金額の設定がされておるのが現状でございますが、全体としまして、やはり総合病院的などころに、こういう制度が多いのかなというふうな感じを受けます。

当然のように、実習というふうなものがございまして、実習につきまして基礎看護から専門分野までを勉強しながら、そして資格をとって、その医療機関にまた戻ってというふうなことで、将来的にもその病院で働いていこうというふうな筋書きの中で、奨学金が生きる形になってみえるというふうに思います。近隣の状況と言いまして、県内の状況はそのようなことでもございます。玉城病院において、今後どういうふうにするかということ、またこれ検討課題でございますが、概要は以上でございます。

○議長（小林一則君） 風口尚君。

○8番（風口 尚君） これは他の自治体病院の奨学金制度の案内なんですけれども、今局長の言われたとおりでございまして、月額6万円のところ、あるいは5万円のところと様々ではございます。他にこういった看護師評価制度というのも実施しているところがありまして、ちょっと奨学金のこととちょっと違いますけれども、これは看護師評価制度を取り入れて、いわゆる頑張りを評価して貢献に報いる。そして報酬は一律に支給されるのではなく、能力、行動、結果に応じて決定すると。こういうふうなことで、看護師評価制度、こういったこともなさっておられる自治体

病院もごさいます。

それで何日前に、テレビで放映しておりましたけれども、タイトルは守れ地域医療ということでございまして、所得アップ大作戦追加ボーナス100万円から10万円というふうなことがありまして、ちょっと見ていたんですけども、果たしてその作戦がいいのかどうか、あるいはそれで解決するとは思いませんけれども、それだけどこでも必死ということなんですね。それがひしひしとわかるわけでごさいますけれども、玉城病院では今までに、また今、看護師確保の対策としてなされた、あるいは今なさっておられると、あるいは考えておられると、そういうようなことがあればお聞きしたいと思います。

○議長（小林一則君） 病院老健事務局長 田畑良和君。

○病院老健事務局長（田畑良和君） 先程、町長の答弁にもありましたけれども、年間を通じてハローワークさんの方へは求人のお告をお願いしております。それから、これは時期・時期でございまして、新聞折り込み等で求人を募っておる。それから、ホームページのほうでも看護師ほか薬剤師も含めてですが、求人を募っておるという他、地域の方とか色々な知人、友人を通じまして紹介等をいただくというふうなことで、年間を通じて、そういう確保の活動をいたしております。

○議長（小林一則君） 風口尚君。

○8番（風口 尚君） そういった募集をずっと年間通じてなさっておられるということでございまして、それと子どもをお持ちの、子育てをしながらの看護師さんというのが、たくさんおられると思ひまして、なかなかその辺が夜勤がなかなかできない。おばあちゃんなりおじいさんなりお見えですと、可能かもしれませんけれども、なかなかそういった24時間保育というのが難しいわけでごさいます。そういったことも今後考えていかなければいけないのかなと思ひたりはしております。よろしくご検討のほうをお願いしたいと思います。

それではこの件はおきまして、2点目でございまして、認知症及び高齢者の運転免許証の自主返納ということでございまして、まもなく敬老の日も迎えるわけでごさいますけれども、全国で所在不明になった100才以上の高齢者は300人近くおるようでごさいます。家族と何年も何十年も連絡かないということに、ただただ驚くばかりであります。

私たちが子どもの頃は、大家族でございましたけれども、それが核家族に変わってまいりました。変化してきました。そして今、家族の絆が見失われ、どうやら家族愛が希薄になってきた。そんな気がしてならないわけでごさいます。そんな中で高齢者の所在不明であったり、親による子どもへの虐待であったり、いずれにいたしましても家族の絆の大切さを再認識しているところであります。

さて現在、全国の認知症ドライバーの数は30万人以上と推定されております。高齢者の増加に伴いまして急増も予測されるところであります。そして今、日本各地でこういった認知症ドライバー、あるいは高齢者ドライバーによる事故が多発し

ておるといことを言われておるわけでございますけれども、今月の9月2日に安全管理者講習というのがありまして、俗に安管と言っているんですけれども、年に一度1日講習があるんですけれども、それを受講してまいったんですけれども、その中で三重県の交通事故の状況なり、あるいは伊勢管内の交通事故の状況なりのお話があるわけございまして、その時に交通1課の課長さんが、8月末現在で8人の、これは伊勢管内です。伊勢管内で8月末現在で8人の死亡事故があると。そのうち7人が65才だったそうです。

そして最近の特徴として高齢者ドライバーが非常に多い。それともう一つは今までの高齢者の事故というのは、歩行者であったり自転車であったり、いわゆる交通弱者であったそうですけれども、最近の傾向は自らがハンドルを握っている方が多いと。ちょっと変わってきたようにおっしゃっておられました。

その8人中のすべて非市街地、玉城町とかあるいは度会町とか、そういった郊外、そして非常に見通しのいい田舎の田んぼ道とか、そういったところの事故が多いそうございまして。そういった傾向があるそうございまして。私も何か月前にも小俣と御薮の23号線、4車線ですけれども、松阪へ向いて走っておりましたら、私は左だったんですけれども、前から軽トラックが逆走してまいりまして、私は左へよけて止まって、右の追い抜き車線の人も右へ避けて止まって、後ろずっと止まったんですけれども、大事故にはならなかったんですけれども、真ん中を通っていかれました。その方の車の後部には、枯れ葉マークとか、もみじマークというんですか、これからは四葉のクローバーにシニアのSという字のマークに変わるそうでありますけれども、そんなマークが貼ってございました。

現実にそういうふうなことがありまして、非常に危険だなというふうな体感をしたわけでございますけれども、そこで高齢者ドライバーに自主的に運転免許証を返納してもらおうという試みが、全国各地で取り組んでおられます。それぞれ自治体によって違いますが、タクシー料金は1割引きあるいはバス、電車などに利用できる回数券、または定期券、指定運転免許証に変わる、これは身分証明書にもなりますから、住基カードの住民基本台帳カードの取得費の支援をしておるとか。それぞれでありますけれども、そういったことをなさっておるところでありまして、段々と取り組んでおるといことが多くございまして。

せっかく免許を取得したわけでありまして、もう何十年と乗っておられるわけですから、よほどのない限り、なかなか返納しづらい、これは人情かなとは思いますが、こういった現状を踏みまして、こういった取り組みに対しての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 風口議員からご質問の中にもございましたように、今まさに家族そして地域の絆、人のつながりが希薄になってきておるとい時代でございまして、その絆の再生に力を入れていかなければいかんというふうに私も同感でござ

います。そして、お話の中にもございましたように、やはり現状、高齢化、認知症のドライバーの方が増えてくることによって、この方々が加害者になっておるとい
う状況で、大変危険な状況もあるわけであります。

しかし問題は、やはり高齢者の方であっても、車がないと病院へも行けませんし、
買い物もできない、こういうこともあるわけでありまして、またそれが一つの生き
がい、楽しみ、そして自分として自立をして生活をしていくんだと、こういうふう
に考えておる人もおられるわけであります。

しかし、これをどう解決していくのかということが、今大変重要な課題だというふ
うに私も認識しておりまして、つまり運転しなくても生活ができる、代替りのシス
テムを考えていく、こういうことが非常に要るなというふうに思っておる次第でご
ざいます。

町として東海地域でも単独町で玉城町だけで取り組みのお認めをいただいて、さ
せていただいておりますICTのこの取り組みを、力を入れていただくようにさせ
ていただいております。後、担当課長から少し答弁をいたさせます。それともう
一つ、ご質問の中にございます、何か得点を考えたらどうか。こういうこともお聞
かせをいただいておりますので、これから何かいい得点を検討させたいと、こんな
ふうに思っています。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） ちょっと補足をさせていただきます。先程町長が述
べましたとおり、65才以下の方ですと、やっぱり生きがいとか、楽しみとか、自
立があり、17%というのが2007年の厚生労働省の研究班が調査した結果が出
ていまして、運転を移動手段と考えている方が64%みえると、ただこれは75才
にあがりますと、生きがい、楽しみ、自立と考えている方が25%ということで、
更に増えるということで、やはり町としましても大都会では、やはり交通機関が充
実しておりますから、公共の交通機関を使ってくださいということに、方針を進め
られればよろしいんでしょうけれども、玉城町の場合はやはり支援する術がないと、
だんだん小さい町へ行けば行くほど、支援する術がないということで、これが逆に
人口10万人未満の自治体では15%するというようなことも、調査結果が出てお
ります。

この中でやはり大事なことは、運転の代替を検討するということになりますから、
当然車に変わる移動手段を見つけるということが一つだと思います。今私どもで進
めていますオンデマウンド方式によるバスシステム、これは現在170箇所のバス
停を進めています。やはり将来はドア・ツウ・ドア、ご自宅の勝手口からどこ・
どこの勝手口までというようなイメージで、ドア・ツウ・ドアでいきたいとい
うことを目指して、新しい移動サービスをつくっていくことによって、このことも一
つずつ解決できるんじゃないかと思っています。

ですから外出支援サービスの展開と、それからバスは人を運ぶわけですがけれども、

物も運ぶことも可能かと思っていますので、宅配サービスのほうも今後も考えてい
かないかのかと、このように考えております。

また運転の自立のほうですが、楽しみという方もみえますので、この方々はやは
り運転以外にやはり患者さんというんですか、認知症の患者さんの楽しみになるよ
うな生きがいか、そういうようなものを活動する提供サービスを考えていかない
かということ、今後もデイサービスや認知症の予防教室とか、サロン、健康づ
くり教室、シルバー人材センターなんかに登録していただくとか、それから生涯学
習とか、色々な事になる楽しみも、行政としても提供しながら、今後もやってい
きたいと、このように思っています。以上です。

○議長（小林一則君） 風口尚君。

○8番（風口 尚君） おっしゃるとおりかと思えます。伊勢市の交通1課で、今の
玉城町の運転免許の取得状況を、ちょっと教えてもらったんですけども、65才
以上と75才以上のデータを知りたかったんですけども、実は75才のデータが
ありませんということで、65才以上のデータをもらってきたんですけども、今
玉城町の運転免許取得者数というのが、1万559人おられます。そして65才以
上の取得者が1,955名でございまして、18.5%でございまして。

県の構成率があるんですけども、それからちょっと比較しますと、多分ですけ
れども、75才以上ははっきりわかりませんが、玉城町600人ぐらいの方
が、75才以上で免許を取得なさっておられるというふうには考えられます。勿論皆
さんが現役のドライバーかどうかわかりませんが、なかなかこの問題は非常
に難しいかと、先程おっしゃるとおりでございまして、運転をやめようというよ
うな単純な話ではないわけですが、本人の尊厳であったり、あるいは
意思の尊重であったり、また先程町長の言われたように、『おばあさんがそんなこ
とわかっておる、わかっておるんですけども、おじいさんに乗せてもらわんと病
院へ行けやんのや。』というようなことをおっしゃってみえました。

それは全くその通りかと思えます。それで買い物にも行けやんと。それこそ買
い物難民になるわけですが、そのおじいさんは認知症だそうなんですけれども、
なかなかわかっておるだけなんですけれども、なかなかそれでは生活できていか
んのかというふうなこともおっしゃってました。これは全くその通りでござい
まして、非常に難しい深く大きな問題であるのかなというふうには思っている
ところですが、今課長も言われましたように、色々な取り組みをなさっておられ
ます。また元気バスもありますけれども、また今後そういうふうなことで、いい
方向に検討していただくことを願ひまして、質問を終わりたいと思ひます。

○議長（小林一則君） 以上で、8番 風口尚君の質問は終わりました。

次に、5番 鈴木加奈子さんの質問を許します。

5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 日本共産党の鈴木加奈子でございます。町民の皆様から

は日頃から切実な願いが、たくさん寄せられております。そんな中にありまして、このたびは4点にわたりまして、お伺いをしたいと存じます。

第1番目に介護の認定を受けられた方には減税の方法があるんですけども、このことについてお伺いします。

2番目は子ども医療費無料を中学校卒業まで拡大することについて伺いたいと存じます。今、玉城町の子どもの医療費の無料制度は、周辺をぐるりと見渡しましても、度会郡内を見ましても、今最低のレベルになっております。住んで良かったというには相応しいのかどうかということも思いますし、何でもこういう状態なのと、会う人ごとに言われております。お伺いしたいと思います。

3番目に、人工透析患者への支援について質問させていただいておりますが、調査をしておりますと、人工透析の方のみでなく、やはり体の障害の方、内部の障害の方、それから精神障害の方も、各自治体では通院等の交通費の補助をしているということもわかってきましたので、このことについてお伺いしたいと思います。

次に、最後ですが、農村公園の維持管理についてお伺いします。大きな自治体と小さな自治体とでは、この負担の重さが違う、何とかならないのか、責任問題はどのようにでしょうという、そういったことも聞かれておりますので、お伺いをいたします。

では、まず最初に、通告書にも書かせていただいておりますが、介護認定を受けた方の減税について、これが今年の年度末ですね、その税金の申告に合わせて介護保険を受けてみえる方は、介護認定を受けた方は障害者認定の証明書をいただいて、それから玉城町のあの住民ホールで行っておりました。あそこで税金の手続きをする。あるいは年度内、いつでも税務署では受け付けてくれますが、税務署で確定申告の手続きを行うわけです。その障害者の認定、障害者であるということの認定ですね。これには普通障害と特別障害の2種類の認定を、その書面の中ではいたすわけでございますけれども、この障害者認定をされた方が、玉城町では介護認定者の538人の中で40人、パーセントで7.4%の方が、この障害者認定表をいただいております。東員町ではどのようなであったかということをお伺いしましたところ、693人の介護認定者の中で、535人の方がこの認定書を受けている、率で77.2%です。玉城町と一つ東員町と比べました中で見ましても、玉城町は1割以下の方が、減税の申告ができてません。そのための証明書を受け取っていないという、こういう状況がはっきりして来ております。この認定率の高い町は、いなべ市もそうですし、桑名市も相当高い率を示しております。

ただいま大きな音がいたしまして、何の音かと気になるんですが、よろしいでしょうか、続けさせていただいても。緊急の何かがあったらいけないと思ひまして、いいですか。

○議長（小林一則君） 続けてください。

○5番（鈴木加奈子さん） いいですか、続けます。なぜ玉城町はこのように低いのか。玉城町の方にも周知をしているということなんですけれども、周知の方法に問

題はなかったのか。今後はどのように改善をしようと思っておられるのか、その原因と改善策をお伺いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さんの質問に対し、答弁を許します。

町長

辻村修一君。

○町長（辻村修一君） 鈴木議員からご質問をいただいたけれども、鈴木議員の冒頭の大変な発言の中では、こちらも的にもお答えすることはできないというふうになんか思っておる次第でございます。玉城町が最低レベルだと、こういうふうなご発言がございました。町のイメージダウンになるような、卑しくもこの公の中で活動なされておられる議員さんが、そういうふうな発言はやっぱり謹んでほしいとこんなふうには思っています。

玉城町へ来て良かったと、こういうふうな方の声もたくさん聞いておるわけでございますし、保育所やあるいは学校教育に施設環境整備におきましても、近隣市町よりも一歩も二歩も進んでいると、こういう評価をいただいております。もう少し十分状況を把握した上で、ご発言をいただきたいと、こんなふうには思っております。

何度も介護認定者の障害者控除証明の発行につきましては、お尋ねをいただいております。この認定の際のその都度文章をもって、こうした控除制度があるというふうなことの周知はしております。そして、この税の控除ということでもありますから、その現況を前年の12月31日をもって発行するというふうなことであります。東員町との比較のお話もなされておられますけれども、玉城町より1万人から人口増の多い町でありますから、その数値も比較もあるいはその事務的な内容も色々あるんだと思いますけれども、正しい税の中での公平な事務処理を進めていかなければならないと、こんなふうには考えておる次第でございますので、よろしく願いいたします。後、補足等、担当課長からいたさせます。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） 補足説明させていただきます。この障害者の認定証明書につきましては、新規の時に文書をもって、税の控除の欄を付けまして、交付をさせていただきます。また確定申告のおりにも、同じようにこの控除について、介護認定を受けた方につきましては、申し出により障害者控除が決定される場合があるということを広報に載せまして、周知しております。今後この東員町さんの比較につきましては、色々な問題があると思いますので、言及はしませんが、今後もう少し広報をしていく中では、新規認定の際に今文章の中に、下の欄に書いてあるところを別表にして、説明書をつくりお送りさせていただこうかなと、このように考えております。以上です。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん）　まず町長が答弁に立たれました冒頭に、玉城町が最低だということ言うなって、そういうふうに言われるんですけども、私は玉城町のすべての施策が最低レベルだと、このように申し上げたのではありません。確かに進んでいるところもあるわけで、なぜ議員が一般質問をしております、これをきちっと真っ正面から受け止めることができないのか、不思議でなりません。私が申し上げたのは、ただいま4点の質問通告をいたしております、その中で具体的に申し上げているところでありますので、2番目の項目にまいりました時に、そのことについてはお答えを願いたいと思います。

今、林担当課長から伺いました。町長は人口が多いから多いんじゃないかというような直解をなさっていらっしゃるんですけども、人口が多い東員町で693人の介護認定者数があります。693人の介護認定者の中で、介護認定の証明書を受け取っている方が535人です。介護認定者の中の77.2%の方が税金を申告するためのこの書類を受け取っているわけです。玉城町の場合は538人の介護認定者があります。その中で40人の方、パーセントに直しますと、7.4%が障害者認定証明書を受け取っています。これ2010年3月25日の段階ですが、その1年前の時には40人にも至っていなかったと思います。20数人であったのではなかったかと思えます。私も私なりに一定の方に声をかけたりしている中で、教えてもらってよかったよというようなお話が返ってきております。

今ですね、高齢者控除の廃止であるとか、定率減税が廃止され、それから年金控除も140万円から120万円に引き下げられている。その他にもございますが要するにレビ等で騒いでおりますけれども、経済団体からの要請が強いんだと思えますけれども、40%の税率のところを、それを引き下げろという要請が来ているようで、今の政府はそれを引き下げようとしているところでありますけれども、現実には玉城町にありますパナソニックも京セラにいたしましても、この40%の税率が優遇税制の策を受けて、17.何%というふうに半分以下に減税されているんですよ。一方ではお年寄りから税金を取っていくこの増税がなされている。その中であって唯一大事なところは、介護保険の障害者認定証明書によるところの税金控除がされるという、その対応でございます。

それだけに、今全国、各自治体でもこのことを取り組まれておりますし、県内でも東員町から始まったかなと思うんですけども、いなべ市が同じような対応をされました。そんな中で人口が多いところでもありますのに、きめ細かい対応ができる。玉城町でできない筈はないではありませんか。今、林担当課長から今後検討していきたいというようなことですが、実際に効果があるような実行ある対策を踏んでいただきたいと思っておりますので、ご決意のほどもう一度伺いたいと思います。

○議長（小林一則君）　生活福祉課長　林裕紀君。

○生活福祉課長（林　裕紀君）　前も答弁させていただいたとおり、かぶるかもわか

らんですけれども、やはりこれは一つの所得控除となりますので、当然被保険者の方の負担を少しでも軽減するということについては、確かに取り組みかと評価できますけれども、やはり一般的に社会保険料控除とか、それからあと医療費控除とか、それから扶養控除とか、色々な控除がある中、申告というものと前提になっておまして、一つの所得控除を一つの担当課が、大きくピックアップをして広報等で周知するのが、いかがなものかと思っておりますので、今後は私ところの更新作業とか、新規という介護保険事業の中で、しっかりわかるような広報周知を図っていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 各自治体が取り組まれておりますのも、ただいま林課長が言われましたように、介護担当の分野で行っておるといのが通例になっているようでございますので、そのようにお願いしたいと思います。若い方に説明する場合には、文章を示すだけでわかっていただけるんですけども、高齢者の場合にはなかなか理解をしていただくのに苦勞するわけでございます。それを文章でされるわけでございますので、絵柄つきなど駆使していただきまして、介護担当のところでは是非ともお願いしたいと思います。この分野の控除が相当ほかのものと比べましても大きい分野を占めますので、是非ともよろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、町長がお待ちかねのところでございます、子どもの医療費無料を中学校卒業まで拡大することについてでございます。先程も申し上げましたが、現在小学校3年生まで実施ですが、度会郡内、近隣町村の中で低い位置を占めておまして、私はこれはとても残念に思っているんですね。歴代の町長さんが三重県の施策に半年先んじたり、あるいは周辺の市町村に比べて半年、あるいは1年程度先んじて実施あるいは年齢も前進させるというようなあり方で、北林町長の時にも、中瀬町長さんの時にも頑張っておられました。

なぜ辻村町長は住んで良かった玉城町と言ってもらいたいと言って、お仕事をなさっていらっしゃるにも関わらず、このような低い状態で放置なさるのか。そしてこのことを例に上げますと、他の町に比べて玉城町は所得制限を加えていないからと言われますけれども、もう今それどころではない状況があります。確かに鳥羽市は所得制限がついてますけれども、これは相当高額なところで所得の制限を加えておりますので、それぐらいの程度であったらやってもいいのではないかとも思いますが、そのご相談すら議会として受けたこともございません。ぜひとも子どもの貧困が今問題になっている時です。そして就学援助で医療費で無料になる、その対象になる子どもたちすらも、この中学校卒業までの医療費無料、これがやられていないために、こちらで拾っていただくということもできない。教育委員会の怠慢があらへなすりつけ、こちらへなすりつけという感じでございますけれども、元はといえば町長ご自身が予算をつけない、このことに原因があるのではないかと。

本日は就学援助のことについてはお伺いしているわけではございませんので、子

どもの医療費の無料制度についての年齢拡大についてお伺いしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 医療費の無料化の年齢拡大につきましては、私も町長に就任後、議会の皆さん方のご理解をいただいて、4才までを就学前まで、そして昨年から更に3年生までと、こういうふうなことでご理解をいただいた次第でございました。最近になって色々な地方自治体の動きもあるわけですが、しっかり郡内最低とお話を冒頭になされました。従ってその根拠をお持ちとだと思いますが、是非のお聞かせを願ひたいとこんなふうに思います。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 町長からの一般質問を受けたような感じがするわけですが、大紀町は随分早くから中学校卒業まで医療費無料でございます。大紀町というのは合併をいたしましたけれども、これは度会郡でございます。それから、度会町でございますが、度会町は小学校6年生まで無料ということで、玉城町より上になりましたね。南伊勢町ここも小学校6年生まで無料ということでしております。私のほうから伺いたいんですけれども、玉城町より低いところってどこなんでしょうか。周辺、隣接あるいは郡内で玉城町より低いところを教えてください。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 所得制限のあるなし、あるいは南伊勢町が就学前と、こういうふうなことで今伺っておる次第でございます。そんなことで最低というお話がございましたので、お尋ねをした次第です。

当然すべて義務教育終了の中学校3年生まで無料化ということは、これはいいことであると思ひますけれども、やはりその町その町の財政事情、あるいは子どもたちの数と児童・生徒数と、こういうふうなこともあるわけですが、やはり町の財政も十分見極めながら、この対策を講じていきたい。考え方といたしましては、やはり子育て支援というふうなことは、これは今の町の施策の中でも重点的にとらえて考えていきたい。こういうことには変わりはございません。

特にこのことの拡大につきましても、先般も県の町村会いたしまして、県に対して医療費助成の対象範囲を拡大してほしいと、こういう申し入れを要望しておるといふ状況でございます。そういった状況でございますので、ご報告をいたしておきます。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） いつの時点で見られているのかなというのも思うわけですが、町長の姿勢が問われているなど、このように思います。今、お母さんたちの中から署名運動をしようという話も出てきております。本日町長のほうからお答えは前進させるというお答えをいただけたら、これは嬉しいニュース

だったのになど、残念に思うんですけれども、担当課長このために予算としては、どの程度かかるものなのでしょうか。お伺いをいたしたいと存じます。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） 小学校3年生の試算の時にも、教育民生委員会のところで資料を提出させてもらったんですけれども、小学校6年までまた中学校3年までと言いますと、非常にやはり通院にかかる受診率が落ちてくる年代になってきます、どんどんと。その中でたくさんの自治体が、最近小学校6年、中学校3年というふうに延ばしておる中で、余りはっきりしたデータが得ておりません。

従いまして、近隣また県内、県外で、中学校3年、小学校6年というふうに拡大しておる市町がございますので、そのデータをいただきながら、今後また自分の町に置き替えながら、どれぐらいいくかという試算をやりたいとこのように思います。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） それは必要なことだと思うんですね。そういう根拠もなく何を言われても、私は子どもの医療費の年齢拡大しやへんのやと、駄々っ子に見えるような答弁を重ねているというのを、非常に問題があると思っておりますので、是非とも林担当課長から今、財政的にどれぐらいかかるのか、実施しているところの状況も、だんだんつかめてきていると思いますので、受診率等もわかってくると思いますので、早い時期に是非この数値もお示しをいただきたいと思っております。1日も早く義務教育の子どもたちの医療費が無料にと、このことが実現できることを願ひまして、今後も住民の皆さんとともに取り組んでまいりる覚悟でございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、人工透析患者への支援についてでございますが、先程申し上げましたように、各県内、各市町の実施状況を見ておりますと、人工透析患者の通院だけではなくて、身体障害者手帳内部障害の1、2級であったり、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方であったりということで、対応しているということが私も勉強させていただいて、わかってまいりました。確かにその方たちも交通費の助成、必要なことだというふうに感じております。

最近のことなんですけれども、歩いて歯医者さんへ行ったら、身体的な状況の中でハアハアしていたというんですね。この歯の治療について、うちへ来る時には、町内の方で町内の歯医者さんに行かされただけのことなんですけれども、うちへ来てもらう時には、タクシーで来てもらわないと、私とこは責任を持って歯の治療をさせてもらうことができません。こう言われた患者さんがあるわけです。こういうこともございますので、やはり他の疾病の場合にも対応できるような、そういう対策が必要なのかなど、このように思うわけでございます。

ところでこの支援の仕方、通院の交通費に対する支援のあり方というのも、金額も色々ございますけれども、これも町長は気にいらんとは思いますが、申し

上げますと29市町の中で玉城町と度会町だけが、何も支援をしていないという一番低いラインにいますのでございます。やはり対応を急ぎ考えていかなければいけないのではないかと。私はこのことにつきましては、数年前にもお伺いをしたいことがございましたけれども、あの時から随分と実施している市町が増えているということを感じております。実施方につきましては、できるだけ早く実施の手筈をとっていただきたいと、このように思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） このデータも鈴木議員さんのデータは不正確ですね。このことについては、今後それぞれ人工透析をなされておられる患者さんおみえでございまして、人数的に限られておりますし、状況をみて判断をさせていただきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 状況を見て判断しますというのは、答弁になってないと思うんですね。全然まともなご答弁なさらないんでしょうか。人数というのは人工透析に患者さんだけに限るんでしたら、これはもう人数はわかっていると思います。私、通告もしておりますので、わかっておられると思います。その後、調査する中で私は障害者1、2級の方、精神障害者1、2級の方も含めてというふうな考え方も、ただいま述べましたので、これを含めますと人数はつかめてないのかもわかりませんが、先に通告しております人工透析の方々、この人数はつかめていられると思います。周辺の状況もばらばらではございますけれども、その場合は、どれぐらい予算措置を必要とするのか担当は、もう既に考えているのではないかとと思いますが、お伺いします。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） 人工透析の患者さんは28名というふうに把握しております。多くの病院の方が大体9km前後、玉城町役場から測った場合ですけど、9kmあたりのところに行かれると思います。松阪市へ行かれる方もみえますけど、となります9km、玉城町役場から測っても9kmという距離がある方がほとんど行かれる中で、そこら辺でやはり各自治体によって、医療機関がある距離とか、それから病院のサービスとか、色々なことがあると思いますので、当然一概に各市町の補助状況と並べて比較するわけにはいきませんので、玉城町独自に考えていきたいということで、町長のお考えだと、このように感じています。以上です。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） そうしますと、玉城町独自で考えていきたいと、担当課長と話した時には、町長はそう言われたんですね。いえ林課長に聞いておるの。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） この支援についてやるという確定の話ではなくて、この質問が出て、やる場合にはどのようなことになるのかという質問について、

町長にお答えしたとこんなです。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 町長、もう一回伺います。差し当たって人工透析の方だけに絞るのか。それとも身障、心身障害者1、2級の方を対象に加えていくのかとか、どの程度の金額ですか。勿論検討せんらんとおもいますけれども、これは実施するという方向で今答弁いただいたと解釈してよろしいんですか、その点だけ伺います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 実施するか、実施しないか、これから条件をみて考えます。通院補助の状況は所得制限をしたりしなかったり、あるいはガソリン代として補助をしたりタクシー券として補助したりとか、色々な事例がございます。そういうふうなことも参考にしながらというようなこともありますし、町の財政負担ということにもなるわけでありまして。今、課長から申しあげました伊勢市に二つの医療機関あるいは松阪市にもあるわけでありまして、そういうふうなところでの通院の距離数とこと、あるいは金額ということもあるわけでありまして、財政負担等も考えて、状況を見て一度検討したいとこういうことです。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 検討の期間がいかにも長いもんですから、あれから3年ぐらいもう検討していただいていると思っていますので、いかがなものかなというふうに思いますので、しつこいなと思われるかもわかりませんが、お伺いしたいところでございます。

玉城町の町立病院で人工透析をやっていただければ、玉城町の町内にもこのように患者さんが多くいらっしゃいますので、玉城町の患者さんは大変喜ばれると思います。この町立病院で対応するということの考えはありませんか。そうするとほとんど通院補助というものは要らないと思うんですよ。このことはどうでしょうか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 今の段階で町立病院で対応する考え方はございません。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 町立病院での対応も考えないのであれば、1日も早くもう既に数年経過しておりますので、1日も早く対応する、通院補助につきまして対応の判断をお願いいたしまして、よいお知らせを患者さんたちにしていただくことを願ひまして、この件につきましては終わります。

次に、農村公園の維持管理についてでございます。これもお話を伺いますと、色々な種類の公園が玉城町には存在するということはわかってまいりました。そして公費で全面的に負担をしているのが都市公園、これが7箇所あるんですけど、その他に農村公園とか、自治区が独自に行っております公園とか、そういったこともありまして、地域が負担をしている公園は農村公園だけではなかったということも

わかってまいりました。一定この公園につきましての考え方と維持管理につきましても含めまして、お伺いをしていきたいと思えます。

町民にとりましては、どういう名称の公園も同じ存在価値を持つものだとこのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 農村公園の維持管理についてのご質問でございます。具体的に遊具の現状とか撤去の状況とか、色々具体的な細かい質問をいただいております。担当課長から答弁させていただきます。

○議長（小林一則君） 建設課長 森島千里君。

○建設課長（森島千里君） ただいま町長のほうからお話がありましたように、現状ということでご報告申し上げたいと思えます。まず農村公園の遊具の現状ということでいただいております。遊具と言いますとシーソー、ブランコ、鉄棒、それをまた合わせた複合の遊具、それぞれがございます。これが合わせて34の遊具が現在農村公園に設置をされている状況であります。それと現在までに撤去をされているというのが、農村公園が9箇所ございまして、そのうち4箇所の公園の4遊具が撤去をされている状況ということでございます。

尚、これからの使用禁止遊具に関しては、町の都市公園、それと今言われております農村公園、これに関しての遊具の保守点検は年2回、実施をさせていただいております。判定基準というのがございまして、これは遊具の定期点検業務標準積算基準というのがございまして、それに基づいてAからDランクまでランクがございます。そのランクに基づいてCとDになっている遊具、この内容に関してはCが重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要なもの。これはあくまでも使用禁止と、場合によってはできるものというところの判断基準。

それとDランクになりますと、使用部材等に異常があり、大規模な修繕またはということで使用禁止となっているような形ですので、その中でCランクに関して、2施設で3件。Dランクが2施設で4件というような、この6月の結果で出ている状況でございます。これらの維持管理に関しましては、農村公園ですので、その自治区でもってそれを修繕、またそれぞれの撤去、それぞれは自治区で考えていただくようにしてございます。尚、修繕と撤去、それぞれに関しましては玉城町の補助金等交付規定というのがございます。2分の1以内の補助ということになっております。今申し上げました農村公園または自治区の公園、開発によって自治区が管理をしている公園、それぞれに関してはこの規定に基づいて補助をいたしておるといような状況でございます。以上でございます。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） そうしますと、都市公園の場合には維持管理も遊具の修繕もすべて玉城町においてやるけれども、この農村公園その他の公園につきましては、修繕あるいは撤去ということにつきましては、すべて補助規定によってやると

いうことになるんですね。

○議長（小林一則君） 建設課長 森島千里君。

○建設課長（森島千里君） おっしゃる通りでございます。以上です。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） そうしますと、区によりましては本当に広い戸数の多い地区と、小さい地区とがございまして、通告をいたしておりますように、大変負担が重くなってまいります。そういった場合にこの公園というのは、最初伺いましたのは公園の意味であったわけなんですけれども、その地区の子どもや親子が使うだけではなくて、どこの公園でありましても気にいったところへ親子連れでまいりますと遊ぶわけでございます。

ですからその地区だけのものでないという認識を、まず町長ご自身も持ってほしいなと思うんです。そこでやはり負担についての・・・考えてほしい、そのように要請も来ております。また新たに公園を持ちたいと願っておられる地区もあるんですけれども、何かあった場合の責任がどこにあるんだという話になって、修理や撤去等が自治区の責任ということは、何がけががあった時にも自治区の責任になるんじゃないかと。それは大変な住民に対する負担になるから、そんなことを実施するわけにはいかんな。地域の子もたちに公園をと思ったけれども、断念せざるを得ないかと、こんな話をしているところもあるようでございます。ですから何か事故があった場合の保険のあり方、これも合わせて検討が必要になってくるなということを感じているわけでありますが、町長としてはどのように対応されようと思っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 今、担当課長から申し上げましたように、町内公園は色々な形で設置をなされておる公園があるわけで、それぞれ種類があるわけでありましてけれども、やはり自治区において設置をなされておられる公園というのは、当然設置者である自治区としての責任の下に、維持管理をしていただきたい、こういう考え方でございます。

そんな中で施設の部分についての補助というのは、町として負担をさせていただいておるということでございまして、当然その中で色々な危険な部分等は、それぞれの自治区のほうで十分そういうことのないように、日頃から注意をしていただきたい、こんなふうにする次第でございます。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 一般質問というのは、私は9月8日に一般質問の通告をいたしまして、それから何日も経っているわけで、中には数年取り組んでいるものもございまして、初めて申し上げているというものでもない事柄もあるわけでございます。

そんな中にありまして、答弁がなおざり過ぎるのではないかと。非常に問題がある

んではないかと、このように思うわけです。これを聞いてみえる担当地区の皆さん、あるいはこれから公園を造ろうかなと思っていらっしゃる方々にとりまして、マイナスになるようなお話でございますので、ですからこそまず最初に玉城町のこの都市公園なり農村公園、他にも名称は違いますけれども、開発された企業さんが開発会社が造られた公園なんかも、地区の公園として後は自治区の皆さんの維持管理に移っていくわけですし、自治区の設置する公園というものもでございます。

こういったことに対して、足を引っ張っていくようなあり方ではなくて、公園の意味というものを、もう少し考えていただくべきではないかな、こんなふうに思うんです。例えば城山のお掃除に、町民全体に呼びかけて草刈りをしていただいたり、援助をしていただいていますよね。小さい地区に対する援助というものは考えられないというのは、これはおかしいではないですか。皆で掃除するところもあれば、小さい自治区に対しては援助もする。そしてどこに所在する公園であっても、町内の子どもたちはどこでも、好きな景観のところで遊ぶことができる。これが大事なことではないのでしょうか。再度のご答弁をお願いいたします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 超ベテランの最長老の議員さんですけども、もう少し今の地方、まちづくりのあり方というようなものを十分認識をしてもらわんと困るなと思っています。行政に限りかある、財政にも限りがあると。そんな中で町として何を目指していくのかという、やっぱり住民の皆さん参画の中で、自分たちのできるところは自分たちでやっていく。こういう考え方で今までも玉城町は成り立ってきましたし、これからもそうでなければならぬと。大変なそういった意識で協力の体制ができつつあるわけであります。そんなんでしたら自治区のそれぞれの公民館でも、自治区でつくってずっと運営なされておられるわけです。維持管理もなされておられるわけですよ。それに対しては町としてのルールの中で補助もしておるわけでありますから、やはりこれは区として守っていただくと、こういうことでございまして、その中で色々な特定のことにつきましては、町としてバックアップをさせていただくという考え方でおるわけであります。

そういう考え方でやはりそれぞれの自治区の所有公民館始め所有のもの、こういうようなものはやっぱり自治区の皆さん方でできるだけ努力をしていただくという考え方で、今後もお願いをしたいとこんなふうに思っておる次第です。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 重ねての質問でございます。私、長年議会議員を務めさせていただいているからこそ、このことに思いをはせるわけでございます。例えば町長さん、国の施策でございますが、交付金の地方交付税、交付金の制度がございますね。裕福な市町村に対する交付金と、財政的に困難な市町村とでは交付金の率は違います。そうですよね。今、ここにおられる皆さんは全員がこのことをわかっておられると思います。この再配分の考え方、そこのところに思いをはせていただ

きまして、維持管理が困難な小さい自治区に対しては、公園の大きさはその戸数に
そうぞうした大きさではなくて、どこの子も遊べるような、そういう広さで管理が
されておりますので、その管理に見合ったものが交付されるように、同じ率では負
担が大変な、だから補助率を変えよというのではなくてもいいんですよ。そこに対
して何らかの手だてを組む、このことが考えられないか、このことを申し上げてい
るんです。お答え願います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） ですから、先程も何度から言っておりますように、施設等の
修繕等については、補助をさせていただいておる、こういうことですから、以上で
す。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） お昼も一人の方も半端な時間になってしまって、誠に申
しわけないと思いますけれども、最後に申し上げたいと思います。補助金が2分の
1というふうに、補助率が同じでは戸数の小さい自治区では、この負担額が大きい
から、何とか対応を考えてみないかなど、このように提案をしたわけでございます。
そういう要望もございまして、お願いしたわけですから、それからもう一点は、自治
区に何かあった時の責任がかかってくるというようなことではなくって、保険制度
が何かふさわしいものがないか、検討をしていただきたい。このことについてはご
答弁はなかったんですけれども、このことも是非お願いをしたいと思っております。

介護認定者に対しましては、わかるようにお知らせをしなければ、周知したこと
にはなりませんので、このことについては検討して取り組んでいただくというご答
弁をいただいておりますので、楽しみにいたしております。

2番目に子どもの医療費の無料制度、これを義務教育終了まで高校生の授業料を
無償にしようかという、こういった時代でございます。この時代にふさわしい対応
をしていただきますようお願いしたいと思います。義務教育終了までは医療費は
無料、このことの取り組みをお願いしたいと思っております。

人工透析患者さん、あるいは心身障害者1、2級の方々に対する通院補助は、ご
検討なさるということでございましたが、1日も早く実施方をお願いしたいと思います。
これをもちまして、私の鈴木加奈子の一般質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（小林一則君） 以上で、5番 鈴木加奈子さんの質問は終わります。10分
間、休憩いたします。

（午前11時30分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（小林一則君） 休憩前に続きまして、一般質問を続けます。

○3番（山本静一君） 通告書に従いまして一般質問を致します。町長は日頃から安
全安心のまちづくりと述べられております。私の質問内容は、この頃だんだんと少

子高齢化が進むなかで、ひとり暮らしの老人が増えてきた傾向にあると思います。少子化が進み、高校も無償化になりますと、やはり高学歴が進みまして、そうすると就職もどうしても、そういうふうな都会へ出向き、生まれ故郷に帰ってこないというような傾向があるかと思いますが。そうしますとそれに伴い益々両親だけが残って、老人化が進みまた片方が亡くなれば、一人暮らしの独居老人が多くなるということはや予測されております。

私がこう思いますのには、私の地区内でも独居老人の方がみえますし、また皆さんご存じかわかりませんが、この間の新聞で、これは四日市の坂部が丘市営住宅団地の事件でございます。6月7日に75才の女性、8月19日に65才の男性、8月31日に61才の男性、これもいずれも熱中症による孤独死です。現在はみんな健康であるとか、俺はそういうふうなことは関係ないとか言われておりますけれども、いつ、そういうような病の発作とかが起こるかかわからん。またタレントでしたか谷啓さんが、2階から転落して脳挫傷で亡くなったということも報じられております。

そういう中でやはり老人の方は、転倒する機会も多く、すぐ骨折しやすい状況になった場合に、折れとる何とかしたい、通報したいと思う場合に、そこまで歩いていけないとかいう状況で、尊い命を亡くすということも予測されます。何かそういうふうな通報装置があれば助かる命が、通報装置がないためにとっても大きな悲惨な事故になろうかと思えます。

安心安全まちづくり、老いも若きも安心して安全に暮らせるまちづくりが理想かと思えます。町長、日頃から述べられております、安心安全まちづくり、私の一人暮らしに対する老人に対する、そういうふうな通報装置ですか、そういう手段とか、その点をどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林一則君） 3番 山本静一君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村修一君） ただいま山本議員からご質問を賜りました。ご質問の中にもございましたように、町の将来像を安心して暮らせる町、活力のある玉城町づくり、これを掲げさせていただいておるわけでございまして、その安心して暮らせるまちづくりというのはどういうことなのか。そのための手段は何なのかと、こういうふうなことを一つ一つの施策として講じさせていただいて、そして玉城町に住んでよかったなど、あるいは住み続けたいなど、こういうふうな形のまちづくりに力を入れさせてもらわないかというふうに思っておる次第でございます。

おっしゃるとおり大変重要な課題でございまして、玉城町の高齢化率が今21%、しかしこれも20年先には32%になる。あるいは今独居老人の方が、こちらのデータでは230人、そして安否確認の方は100人と、こういうふうなことで情報をいただいておりますけれども、確実にこれが倍、そしてどんどん増えていくという、これは専門の方でも全国の地方の今の少子高齢化の時代が、こう

いうふうに進んでいくという、そういうことを危機意識を持って報じられておるところでございまして、この対策に町としても積極的に取り組んでいくという考えを持っておる次第でございますので、今後ともご協力のほどお願いを申し上げます。

具体的な緊急通報の状況と取り組みをしておりますので、今の状況から担当課長から補足を申し上げますけれども、まず安心して暮らせるまちづくりというふうなことの施策の中で、町の担当しております行政のそれぞれの分野の職員は勿論のことですけれども、今玉城町でボランティアの方が約800名から1000名の方が、何らかの形で町民の人のために、地域のために役立ちたいと、こういうことで熱心に取り組んでいただいておりますことを、山本議員も子どもたちのスポーツのご指導にあたっていただいておりますけれども、そうした方の輪が大変広がっておりますというふうに思っておりますので、全国紙で色々な日常サポーターの桜の活動が取り上げられたり、あるいは各地でのサロン活動、高齢者の皆さん方のサロン活動あり、あるいは子どもの見守り、あるいはスポーツの指導というふうなことで、大変な方がご協力をいただいておりますというふうに思っておりますので、このことによりまして、本当の意味での協働のまちづくり、住民の皆さんが主体になって、そして自分たちの地域は自分たちがよくしていくんだと、こういう取り組みが非常に大事やというふうに思っておりますので、

具体的な政策についてのお尋ねでございまして、緊急通報装置というふうなことでの具体的に今の利用状況、それからもう一つは配食等も実施をしておりますので、ボランティアの方が関わっていただいておりますけれども、また体調が急変した場合の緊急の連絡手段等も、それぞれ配置をしておりますけれども、更にこれを充実をさせていくという考え方が要るわけでございます。また歩行困難による買い物サービス等も、これもお尋ねでありますけれども、これも具体的にボランティアの活動も生まれておる次第でございますので、更にそれに加えてこれからの時代を踏まえて、より効果的な施策を進めていきたいという考え方をしております。今の状況、そしてこれから考えようとしておること、担当課長のほうから答弁をいたさせていただきますので、よろしくお尋ねを申し上げます。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） それでは補足答弁をさせていただきます。山本議員から言われておるご質問は、大きく三つあるかと思っております。一つ目は日頃の安否確認、それから二つ目が体調が急変した場合の緊急の連絡手段。それから三つ目が歩行困難な方等による買い物サービスだと思っております。

まず一つ目の日頃の安否確認でございますが、現在のシステムでは緊急通報装置というのを考えています。これは首からぶら下げる通報装置のボタンを押すと、無線で電話機につないである受信機に飛び、そこから警備保障会社の飛ぶということでございます。警備保障会社のほうで助けに来ていただくことで、もし鍵が開かない場合については、その方その契約の中で鍵を割って入らせてもらう等々の契約という

システムでございまして、現在23名の方が利用されています。

ただ幸いなことに、平成20年度に2回押し間違いということで急行しましたが、過去4年間緊急のことで呼ばれた形跡がないということで、過去4年間の実績は0ということで、全く良かったことやこのように考えています。

後は、配食サービスということで、まず社会福祉協議会のほうで、ボランティアグループの虹の会さんが、75才以上の方の高齢者の方々に対して、40食作っていただきます。これは実施日が第1と第3日曜日に実施いただきます。それから地域包括支援センター、町のほうの事業としまして、この第2、第4の日曜日につきまして、65才以上の独居また老々世帯の方々を対象に、500円のお弁当をお配りするわけですが、本人から200円の自己負担をいただいて300円が町から、それから配達料として100円、即ち400円になりますけれども、町の一般財源で渡していただきながら、42食を現在とらしていただいております。必ず手渡ししていただくことにしてまして、不在の場合は後から電話連絡または地域包括センターの職員が、そこへお邪魔しおるといようなことで、毎週こういう方々につきましては、日曜日に配食サービスを通じて安否確認をしておるといことでございます。

それから、また介護保険の事業所やまた地域包括支援センターでも、調子が悪くなられた方々につきましては、ケアマネージャー等々と連絡をとりながら、日頃から安否確認をしておるといふふうにやっております。後、体調が急変した場合でございまして、この場合につきましては、やはり体調というのは病気か何かよくわかりませんので、病気の場合はやはり医療の専門家に委ねることが主でございまして、まずはかかりつけのお医者さんをつくっていただくように健康管理センターのほうとして、また地域包括センターのほうとしても、その方法を進めておるといことでございます。また地域の民生委員さんが、第一報の受入れ先といふふうにしながら、民生委員さんともやらしていただいております。

最後に歩行困難による買い物サービスでございしますが、これと合わせてこれにつきましては、玉城町の社会福祉協議会がちょこっとボランティアというのを展開しております。ちょこボラというんですけれども、30分100円でできる簡単なボランティア事業を展開しております。買い物に不自由をされておられる方々の簡単なサービスを、色々なものをごみ出しとか、買い物とかそういうものやっております。今、利用者の方は15名おります。支援者の方は37名の方が登録してみえます。月平均の利用が大体15回ぐらいといふふうに聞いております。後、生協が戸別配達をやっているとか、色々な他のサービスになりますので、そのサービスを情報提供しながら、見守りにも繋いでいきたいといふふうに考えてます。

今後、玉城町が展開していきたいといふことの一つになりまして、総務省のICTを利活用した安心元気なまちづくり事業といふことを展開しておりますが、元気

バスのシステムを使いながら、携帯端末を今150台程度というふうに見込んでおりますが、その程度ぐらいを皆さんにお配りして、簡単なバスを呼んだり、緊急通報で期待する装置を今考えています。スマートフォンという一つの画面でタッチできる携帯電話ですけれども、そここのところに元気バスの画面とか、簡単な画面とか、緊急通報のボタンを押しますと、元気バスですと自宅ということが設定してありますので、行きたい場所が127のバス停がありますが、そこが使うのが特に上へどんどん上がっていくようなシステムで、そこに行きたいところへ行くということで、直ぐにいきたい、一人で行きたいという格好でバスの予約をすると、自宅の近くのバス停に来るとか。帰りは自宅へ変えるというボタンを押しますと、自宅は当然登録しありますので、自宅に近いバス停を自動的に選んで、出発地はGPSで近いバス停、127あるバス停、自宅を除いて126になりますけれども、126のバス停から一番近いバス停を三つ選んでくれという格好で、そこから乗って帰るといふようなシステムを一つ盛り込みました。

もう一つは緊急通報というボタンを押しますと、持ってみえる方の携帯電話から位置情報をGPSでキャッチしまして、それを社会福祉協議会のパソコンのほうに飛ばします。そうすると緊急通報が鳴りまして、ボタンを押しますと地図が出てきて、その方が押した位置がGPSで表示される。これによって社会福祉協議会の職員の方が、そこに駆けつける前にまずこの方の電話情報、住所、氏名、年齢情報が全部出ますので、まずお持ちの方の携帯電話へまずは一報かけてみると。そこで出れば、そこで解決できます。もし出ない場合につきましては、社協の職員が駆けつけるということです。またそれと並行して総務省では、元気バスを乗っていたとこの方の利便を図るため、今39数カ所を予定してありますが、百五銀行とか、今、交渉しておる郵便局さん、Aコープさんとかグッディさんとか、それから農協さん、色々なところの公共施設も含めて30数カ所にタッチパネルパソコンを置きまして、そこからカードにこういうフェリカカードというのがあるんですけれども、ICチップが入ったカードですけれども、そのカードの中にIDパスワードを入れて、それをかざすとIDパスワード・・されてそこから百五銀行玉城支店から自宅とかいような予約ができるようにします。

ただこれだけではバスのシステムだけですので、地域の見守りをするということで、仮に緊急通報をスマートフォンで押した方につきましては、その近くに置いておるそのタッチパネルパソコンですね、その近くの3台に緊急通報が鳴るようにしまして、例えばAコープの近くの駐車場でボタンを押しますと、Aコープとかグッディさんとか、今近いところだと、三つぐらいのところと同じように、社協と同じような画面が表示されて、緊急通報が鳴ります。そこで例えばレジのお姉さんがそれをタッチすると地図が出て、近くに駆け寄ってもらって助けるとか、そういうことを自由にします。

またこの緊急通報を押したことによりまして、ご家族の方々に五つぐらいメール

アドレスを登録できるようにしてしますので、当然例えば東京にお住まいの息子さんとか、津なんか嫁がれた娘さんのほうに、実家のおじいちゃん、おばあさん、お父さん、お母さんが緊急通報を押したということで、自動的にその登録されたメールに流れることによって、離れた方の安否も確認できるというようなシステムを、今構築中です。

今、80人の方から申込みがございまして、この月末から月初めにかけて4回ぐらいに別けて、バスの登録、600人強おりますので、その方々の65才以上の方々には通知を差し上げて、是非3月まで無料でデモをしたいと思っておりますので、その方々に使っていただいて、今後はそういうふうに今度は買い物サービスもやっていかないかと思っておりますので、そのほうでそういうふうな通信技術を使いながら見守りをしていきたいと。最終的には玉城町にはケーブルとか、色々な線が入っていますので、やはりその線等をつなぎながら、24時間365日ですね、やはり見守っていくということ、これから考え自然の中で既に生活をしておるという中で、ご健在やということがわかるようにならないかと思っておりますので、最後はそういうところを目指しながら、最終目標はそこに置きながら、24時間365日安否確認をしていきたいと、このように考えてます。以上です。

○議長（小林一則君） 山本静一君。

○3番（山本静一君） 色々と詳しく説明いただきました。先程緊急装置はやはり自分に自覚があつて必要だなと思う方が、討論されるわけですね。しかし普段から自分は健康であると、先程申し上げましたように、病に関係ないと思って脳梗塞、何か急に倒れたとかいう場合に、一人暮らしですと、なかなかそういうふうな通報ができないということが予測されます。

先程の林課長の中で、通報ボタンを押すと、そういうふうな自分の、もっと詳しく聞きたいんですけども、私がボタンを押します。そうすると何処の誰が倒れておるとか、そういう瞬時に判断できるんですか。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） 緊急というボタン、遠いんですけど、こういうふうな画面の写真があるんですけども、こういうような緊急、このタッチパネルの画面を玉城町用にカスタマイズをかけてます。ですから緊急というボタンをぼんと押すと、位置情報をキャッチして、通報というボタンが鳴るようになりますので、そのボタンを押しますと、その携帯電話の位置情報を持ちながら、すぐに社会福祉協議会、それから役場、そういうところへ通知が行くと思います。まずは、これをどこで鳴らしてもらっても、玉城町以外でも鳴ります。ただそこへ駆けつけられるかどうかは別として、まずは119番というボタンを考えるということも一つありますが、今119番というボタンを押しますと、救急車は玉城町に1台しかございませんから、やはり救急車を呼びたいという気持ちはわかりますか、それは安易に119番してしまいますと、やはり本当に救急を呼ぶ方の障害にもなるかと思いまし

て、今回やはり地域ICTですので、地域で絆づくりをしていくということで、地域の方が駆け寄るということを前提に緊急ボタンと考えています。

ですから、その利用方法にどんなことが困っておるか、その人の困っておることは、色々あると思います、本当に。たくさん困っておる事情でボタンを押されるかわかりませんが、一つ一つはそれを解決しながら、本当の緊急というものに育てていかないかんと、こんなふうに考えています。ですから直ぐに電話はかかる。電話機は電話機能を持っていますから、電話発信もできますし、着信もできますから、当然ボタンを押せば役場と社協には、オペレーターツールを開いて、そこに電話番号が表示されます。そこへまず電話を掛けることから始まります。

「なんで押されたの」ということで、出ない場合は仕方ないので駆けつけるか、夜間は救急車を呼ぶしかないと思っています。

○議長（小林一則君） 山本静一君。

○3番（山本静一君） 最後に課長の説明で、24時間体制で稼働すると。そうすると今考えているのは、まだまだそこまでいかず、日中の動行だけで、わかりました。そういうふうなやはり一人暮らしの老人が増えてくる、やはりそういう緊急装置を電気バスの端末で対処できるということは、非常に喜ばしいことだと思いますので、是非ともそういう方向で進んでいただきたいと思います。

先程、町長がボランティアに800人の方が登録されているということで、町長も日頃から地域の絆、それから住民の参画ということで、こんな800人もボランティアで登録されていると、本当に喜ばしいことだと思いますので、今後ともこういうふうな民生活動に対しまして、町長もこういうボランティアの方としっかりと連絡を密に取っていただきまして、こういうふうな活動をお願いしたいと思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） ありがとうございます。

もう一つ山本議員からの大きな独居老人に対する政策の中で、考え方をまたご理解いただいて、ご協力をいただきたいのが、独居でありますからまさに一人暮らしで、それで一番心配なことはやっぱり引きこもっていくということなんですね。それではだんだん心も体も弱っていくということになりますので、まさに担当課長林から言いましたのは、ICTを活用いたしましただいゆる元気再生、元気を再生する。外出を支援すると、こういう考え方をもちたいと思っています。引きこもりでだんだん家の中に閉じこもっていきますと、なかなか心も体も弱っていくと。外へ出ていただくことで、外の景色もご覧をいただく、あるいは周りの方との会話をいただく、あるいは健康にもつながる。こういうことにもっと力を入れて、そして健康な方、健康の寿命を延ばしていくという、その対策に力を入れていきたいと思っていますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小林一則君） 山本静一君。

○3番（山本静一君） 度々申し上げておりますけれども、高齢化が進み、一人暮らし

しの老人が増えると、こういうことを今までは体験してない、経験してないということでございますので、そういうふうな今町長おっしゃったような体制で、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

- 議長（小林一則君） 以上で、3番 山本静一君の質問は終わりました。昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（午後12時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

- 議長（小林一則君） 再開いたします。休憩前続きまして、一般質問を行います。

次に、10番 中瀬信之君の質問を許します。

10番 中瀬信之君。

- 10番（中瀬信之君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は2点の質問をさせていただきます。1点目の質問は玉城町のシンボルである田丸城址の環境整備計画についてであります。2点目の質問は、予防接種の公費助成についてお伺いをいたします。

それでは、1点目の玉城町のシンボルである田丸城址の環境整備対策について伺います。私たちの町、玉城町は自然豊かな田園風景と田丸城址がマッチする歴史の町であります。田丸城址は玉城町にとっても、町民にとっても歴史的価値を持った遺産であり、遊歩道を利用した散歩や、毎年桜まつりなどが催され、多くの町民の集える憩いの場でもあります。

まちづくり戦略会議の提言書、まとめの中でも、お城広場の利活用について、提言をされているわけでありまして。田丸城址を中心とした環境整備対策を町長はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

- 議長（小林一則君） 10番 中瀬信之君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

- 町長（辻村修一君） 中瀬議員から玉城町のシンボルである田丸城址の環境整備計画についてのお尋ねをいただいております。まずは城跡を中心にした環境整備対策をどのように考えておるかというふうなお尋ねでございます。答弁をさせていただきます。

大変議員も自ら色々なクリーン作戦等にご参加をいただき、お城の環境整備活動に取り組んでおりますことを、厚く御礼を申し上げる次第でございます。また町民の皆さん田丸城跡、この町のシンボルであります田丸のお城を大事にしていかなんかという、そういった関心が大変高まってきておることを、本当に嬉しく思っております。ありがたいことに玉城町は大変な有史以来、ずっと伊勢神宮神領の中心として発展を遂げていき、そして城下町、宿場町としての発達をしてきたところでございました。色々な節目・節目、その年その年に色々な情報発信のイベントが計画できるということでございます。670年の北畠親房の築城から、

あるいは昨年は久能城主の入城から、今年は龍平翁生誕160年ということでの情報発信をさせていただいておるということで、大勢の皆さんに色々な協力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げる次第でございます。

何といたしましても村山龍平翁からいただいた、故郷の守り神でありますところの田丸城址を、これからも保存をし、そして町のこれから集客のための文化財として活用していかなければならないと思っております。この整備につきましては、平成6年3月に田丸城址整備検討委員会が、田丸城址公園整備基本計画というものを策定をしていただきました。このお城はご承知のように、県下でも史跡の中でも、中世期の平山城として、その原形が全体的によく保存をされておると、こういうことで評価を受けておるわけでございます。

従って県の指定史跡ということでございまして、町としてもその史跡の公園整備にあたり万全を期するために、学識経験者のご指導を賜りながら、報告書の策定を願ったということでございまして、その中でこの貴重な史跡を地域住民の皆さん方に親しんでもらうために、公園整備あるいは緑地・植栽というふうなことが望ましい。そして今、質問でもございましたように、親しまれ、来町を受けるためのトイレ整備やベンチ、そして駐車スペース等の最少施設というふうなものも一部ございますけれども、必要だというふうなことになっておるわけでございます。

またできるだけ元の景観を保存して、緑地化や緑のオープンスペースとし保存活用することが望ましいというふうにされておるわけでありまして、新しい建造物は建てることはなく、旧景観の上に建てられたものの撤去もしたし、地域住民に親しまれる緑地化の公園整備の必要性が述べられておる内容になってございます。こうしたことから、原型、今までの景観を残すための公園整備を中心に置きながら、町民の皆さん始め町外からも集える場所として、桜や紅葉の植栽あるいはボランティアの方々も入っていただきながら、遊歩道整備などの町民皆さんの力をお借りして、皆さんが集える緑の公園整備を更に積極的に努めていきたい、こういう考え方を持っておる次第でございます。一つ一つその整備のための施行対策を講じてまいりたいという考え方を持たせていただいておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 町長から全般にわたって田丸城址の整備計画とか、そういうことを言われておるわけですが、田丸城址が先程言われましたように、670数年経って今に至っておるわけです。その中において、今私たちがこの城山に足を町民が多く運ぶことを、これからもっとすれば、田丸城址についても町民にとっても、非常にいいことであるというふうに思いますが、現状の田丸城址の天守を中心にしながら、町民の方が多く利用されているように町長思われるかどうか、確認をしたいと思えます。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 田丸城に足を運んでいただいて、今、どういう状況として認識をしておるのかというお尋ねでございますけれども、ずっと子どもの時分から、この近くでありますので、田丸城に色々な面で遊んだり、あるいは若い時から清掃活動をしたりとかいうふうなことで、関係をさせていただいてまいりましたけれども、随分と以前と比べて議会始め皆さん方のご理解をいただいて、いい形で活用ができておると。

そして中学校を建てていただいた中から、子どもたちが放課後のクラブ活動のトレーニングの場として活用しておるということもあるわけではありますが、もっとも中瀬議員のお考えのように、やっぱり足を運んでいただくような、そういう工夫を凝らしていく必要があると思います。今は毎週、城山を語り歩く会というのが平成3年に発足いたしまして、発足当時は100名の方、そして毎週日曜日、確か日曜日か土曜日だと思いますけれども、常時30名から40名の方が、城山の自然に触れながら健康づくりをしておると。こういうふうな活動を行われておるわけがありますし、それ以外にも個人でずっと健康づくりのために、田丸の遊歩道、お城の遊歩道を歩いておられる方もあるわけございまして、もう少し従って四季折々の色々な花を愛でていただくような、そういう桜を始めとするところの植栽計画等も積極的に進めていきたい。

去年から少し大きなのも200本ほどご奉仕いただいて、植栽をしておると、こういう状況でございます。これからも力を入れたいと思っておる次第です。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 今、町長言われるように多くの町民の皆さん方に利用していただくとなると、年間を通じてその季節・季節にあった集客方法というんですか、そういうことをつくっていかなければ、なかなか緑豊かな自然な環境だけでは集まらないというふうに思います。今言われましたように、春には桜が咲き、現状でいきますと、この庁舎から西側になるんですが、大賀蓮の池がある。夏には蓮が咲く。例えば秋には色々な観劇とか、催し物をされるとか。例えば冬になればこの城址を使ったマラソンであったり、色々なことができる環境をつくっていくことが、大事だというふうに思っておりますが、先程四季折々ということを言われましたが、今、この庁舎の横に大賀蓮が植わっておりますが、これ町長が一番初めに植栽されたわけですが、今後どのように持っていきたいか考えはございますか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 蓮が平成19年に移植をさせていただきましたから、何かこの内堀の環境が、蓮と一番よく合うのかなと思ひまして、翌年にはずっと広がって、それでつい先日も大賀蓮の写真コンテストをさせていただきまして、たくさんの方に応募いただいた次第でございまして、もっともこの蓮も朝早くから、町外から鑑賞にこられるということでございまして、蓮を眺めて歌を詠み、そしてずっと遠くから訪ねてこられるという方も増えてきておる状況でございます。

できれば、他の方からもご意見をいただいておりますので、この蓮を今町の花が桜という、そして町の木はマキということに制定をさせていただいておりますけれども、町の花の追加として蓮を追加させていただいたらどうかと、こういうご意見いただいておりますので、私も思っております。

西光寺が蓮池山、蓮の池の山、蓮池山西光寺さん、あるいは田丸城址の久能丹波上の田丸、久能家が奉っておられる菩提寺であります大徳寺さんの周辺には、蓮池がたくさんあって、そして今、城の中の富士見門の前には蓮池が残っている。こういうふうなこともございまして、更に工夫をさせていただいて、もう少し蓮の名所になるような、そういう工夫もこれからさせていただきたいと思っておりますのと、もう一つはつい先日も寄付の申し出をいただいておりますので、まだこれからでございますけれども、寄付をさせていただく予定をしたいと。

従ってそのお金を活用して、何とか山桜とそして紅葉を是非植えてほしいんだと、こういう申し出もいただいておりますので、議会でご了承いただき、少し倒木なりあるいは間伐の整備を、枝打ちをさせていただいておりますので、そのところへうまく植栽をするような形で、何とかして議員おっしゃるように、町内の皆さん方も、あるいは町外からもこのお城を訪ねていただき、そして何か古い南北朝からの文化財にやはり関心を持っていただく。そういうこと、そしてそれによって町としての一番のシンボルである田丸城がある玉城町なんだと、こういうことで町の色々なこれからの活力、あるいは情報発信の一番の核として活用していけばどうかと、こう考え方を持たせていただいておりますので、これからは少し色々な工夫を凝らしながら、ちょっとずつ整備をしてまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 町長が今言われましたように、四季を通じて多くの方が来ていただけるような環境をつくっていかないと、やはりトイレであったり、駐車場であったり、そういう整備がきちんとしていないと、やはり集まることができない。現状の様子を見ますと、トイレもあります駐車場もあります。それから城址の中にベンチもあるという状況で、ただあるという状況だけではやはり駄目だというふうに思っております。やはり人が来ていただくということであれば、きれいな環境で整っているということが、非常に大事であるというふうに考えております。

現在、城山を管理する中においては、今言われましたように、町長が年2回のクリーン作戦とか、今、芝を刈ったり色々なことをしていただいておりますが、築城から670数年たった現在、早急にそういう整備も進めいかないと将来これから何十年先に、整備をぼちぼち進めるというんじゃなくって、ある程度期限を持って環境整備を進めていく。そのためにはやはり今の人数ではなかなか整備がきれいのように思われます。もう少し例えば増員計画を考えて整備を進めるとか、そういうこ

とも考えていく必要があるのではないかというふうに思っておりますが、そういう整備を進める上での増員計画とか、そのようなことについては、どのようになっているかお伺いをしたい。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） やはりこれだけの約14町歩の敷地面積ということでございますので、常時訪ねて、他から訪ねて来られた場合に、やっぱりある程度きれいに整備がなっておるということでなければいかんと思っています。あるいは今回も補正をお願いしておりますけれども、やはりもう少し親切な案内看板等も、これがやっぱり要ると思っています。

そういったことで、今議員おっしゃるように、できたら常時の管理というものをさせていただくような、そういう清掃のお手伝いをしていただく、そんな方もこれは要るのではないかなと、こんなふうに考えておる次第でございます。

それからもう一つは、今も申し出が既にあるんですけれども、奥書院とかあるいは富士見門とか、廃藩置県までこのお城の建物として残っておりましたものが、城外に移転をしておって、今現存しておるというものもあるわけございまして、そういったものも今、所有の方とのお話の上ではありますけれども、できることならこちらのお城へ戻すという、そういうような形で一つの田丸のお城の建物に触れていただくような、そういう工夫も要るなど、そんな計画も進めさせていただきたいと思っています。

常時、ある程度きれいな形で訪ねてこられても、整備がなっておるようなそんな工夫をさせていただきたいと思っています。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 今町長が環境整備の中で、元は田丸城址の中にあつた建物ですか、そういうものをこれからおいおい見て戻していきたいというような考えがあるというふうに言われておりますが、例えばそれはどのようなものがあつて、移築とかそういうものにどれだけの経費がかかるかということ、一度出していただいて、お示し願うことができれば、ありがたいと思いますので、そういう検討していただきたいというふうに思っております。

それでは二つ目の質問になりますが、田丸城址の多くの公共施設があります。役場の建物であつたり、教育委員会の建物であつたり、田丸保育所、玉城中学校があり、全国でも有数であろう環境に恵まれた中で、1日を過ごすことができしております。その環境の下で保育所の園児たちは、城山で散策をし、歴史に親しみ、肌で感じてもらっておる。また中学校の生徒にはよき玉城町の歴史や文化を伝えることで、玉城町に愛着が持てて、人と人のつながりを持てる心優しい人、すなわち玉城町の将来に貢献できるような人材を育てることが重要であるというふうに考えております。

保育所の園児や中学校の生徒に玉城町の歴史や文化をどのように伝えていくのか、

町長並びに教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 教育長にお答えをいただく前に、私のほうからも一言答弁をさせていただきたいと思いますが、やはり色々な苦勞があって、昭和3年に村山龍平翁がこうしてお城を、その当時の田丸町に寄贈をいただきました。

そして庁舎を始め保育所、あるいは玉城中学校を建築をいただいた、そういうご努力があって今日に至っておるわけでありましてけれども、今議員のお話のように大変子どもたちの保育の活動、あるいは学校教育の環境にとりましても、大変素晴らしい環境の中で子どもたちが勉強に勤しんでいただいておりますと、こんなふうに思っておる次第でございます。先般も太陽光発電の設置をして、更に環境整備に努めさせていただきたいということでもありますけれども、何とかして子どもたちにこの玉城町の文化財、田丸のお城、これについての小さい頃からのそうした学習に関心を持っていただくということの機会を、これからもつないでいく必要があると、こんなふうに思っておる次第でございます。後、教育長のほうからこのことについての答弁をお願い申し上げたいと思います。

○議長（小林一則君） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口典郎君） 先程中瀬議員からご指摘のありましたように、毎日のように近くですので、田丸保育所のお子さん方が、年長、年少を問わずお城広場、それから城山のほうへ行っていただいております。非常に元気で嬉しそうな顔をして毎朝通っていくことが多く見られております。各小学校でも最近の新しい学習指導要領の中にも、日本あるいは地域の伝統文化を非常に大事にするという項目が出ております。そういった点で先駆けではありませんけれども、各小学校でも3年生の社会科教科書の中に、郷土学習を進めております。その点で、その中で玉城町の資料集、これですけれども、現在使っておるのが私たちの玉城町、この資料集130ページ程のもなんですので、さまざまな暮らし、それから歴史伝統文化、さまざま載っており、お城のこと街道のことも載っております。そういったものをまず子どもたちは、すべての各小学校で学ぶ機会を、まず3年生の間からとっていただいて、更に発展的な学習をするようにはしていただいております。

その中で、今年ですけれども、今年田丸小学校のほうでは総合的な学習時間において、玉城町のよいところ発見という学習を設けました。それで私もこの夏、村山記念館におった時にしょっちゅうお城のことについて調べる子どもたちが、非常に増えてきておまして、中ではご家族の方やおじいさんおばあさんと一緒にお城のことを調べたいんだけどということで、村山記念館に足を運んでいただくことが多くなっております。

それで、色々説明もさせていただきながら、自ら調べ学校での学習を子どもたち、この夏期休業中にやっているのかなというふうに感じております。それから先日、田丸小学校ですけれども、これも玉城町の伝統文化を知ろうということで、全校生

徒に玉城町の文化をそれぞれ学習する中で、一つ勝田流能の披露もしていただきながら、2時間玉城町の文化についてのお話と、それから能の実演を全校生徒で体験したということもあります。

それから中学校ですけれども、総合的な学習の時間に全校生徒が、玉城町を知る一環としまして、これは2時間ほどの継続したいいわゆる取り組みやっただけですけれども、お城のことそれから街道のことを、特に玉城町の語り部の方に来ていただきまして、学習する機会を持って城山の歴史、それから参宮街道、長谷街道、それから熊野街道の話の聞いたりして、玉城町の歴史の重み、それから素晴らしさに触れる機会を持っております。

このように郷土の素晴らしさに触れる学習を今後も各学校で、行っていただきたいわけですけれども、特に玉城町の歴史、文化を子どもたちも噛みしめながら、自分たちがその次の後継者となっていける、そういうふうないわゆる人づくりをしていきたいと思っておりますので、そういう観点に立って今後、学校教育でも、玉城町の伝統文化、歴史、そういうふうなことを学んでいただきたいと思っております。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 今、教育長が言われましたように、子どもたちには歴史や文化がわかるようなこと・・・頭でそういうことを理解しながら、例えば中学生の生徒には、今ボランティアの方とか、そういうことでお城の清掃作業とか、色々なことをやっておりますから、頭で覚えることと、清掃作業とか整備とか、そういうことにも参加をできる場をつくっていただくと、非常にいいのではないかなと思っております。今後の課題としていただきたいというふうに思います。

それでは、3番目の玉城町には親子で遊べる公園とか、高齢者が集える公園が少ないというふうに言われております。玉城町の次世代育成行動計画の中のアンケートを見ますと、公園などで遊び場が充実しているかという問いに、61%がいいえの回答をしており、はいと答えたのは7.5%であるというような回答が出ております。

田丸城址を有効活用しながら、例えば親子で遊べる保育所、保育所の帰りに遊べるとか、高齢者が集える場という公園整備について、同じく考えていただきたいと思っておりますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 色々なアンケートのご意見もあるんですけれども、玉城町はご案内のように大変コンパクトな町でございまして、いい形で四つの小学校が配置され、そしてそれぞれに保育所もあるわけございまして、学校も運動場開放というふうな形で、ご利用ができるということでございます。

お城の中はご承知のように、緑のオープンスペースという形で芝生広場、ここもグラウンドゴルフの皆さんや、そして子どもたちのサッカーとかいう形で活用して

いただいております。色々な形でどういう利用が更にできるのかということも、これは屋外でのことと、そしてまた屋内も少し古い建物ということで、ご承知のことですけれども体育館の設置も、かなり活用、カラーリングを始め、そして弓道の方、あるいは子どもたちの卓球、そういうようなことでフル活用していただいております。

ただちに色々な緑のオープンスペースに、もう少し他に活用できるような方法があるのか、ないのか。そういうことも検討してまいりたいと思っておりますけれども、文化財の色々な今申し上げております史跡としての制限というものもあるわけですので、難しい部分もございますけれども、冒頭申し上げましたように、できるだけいい環境で町民の皆さん始め町外からもこちらへお越しをいただくような、そういう工夫に努めてまいりたいと思っております次第でございます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 親子であったり、高齢者が集える場所というと、なかなか天守までというと、きついてもあるかわかりませんが、多くの人が集まれるようなことをして、その中にも先程も言いましたが、一番大切な例えば駐車場であったりトイレであったり、そういうものがきれいで安全に設置されていることが重要だというふうに思いますので、そのような整備を進めていただきたいというふうに思います。

それから、これ最後の質問になるわけなんです、田丸城址をより多くの町民に愛着を持って利用していただくためには、天守やお城広場で友好的に利用するイベントとか、祭事計画を行政が積極的に推進していく考えがあるのかということと。またイベントや祭事に対して町費を出してでも、どんどん推進をしていきたいというような考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） これはやっぱり他の近隣を始め、県下でも同じだけの先程申し上げましたような、素晴らしい歴史資源ということでもあります。まさに町の資源ということでもありますから、これを何とかもっとアピールして玉城町の活力につなげていかないかという考え方を持たせていただいておりますから、このことはおっしゃるように積極的に色々な施策を進めたい、こんなふうに思っております次第でございますし、また民間の方始め町内の皆さん方のそうした前向きな取り組みについては、当然町といたしましてもバックアップをさせていただかなければいかんと、こんなふうに思っております次第です。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） これからの田丸城址の環境整備については、今言われたようなことを、早い段階でクリアーできるようなことを進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の質問に入ります。予防接種の公費助成についてであります。

6月の定例議会において、私は予防接種の公費助成について、お伺いをいたしました。一つは子宮頸ガンの接種、二つ目にヒブワクチンの積極的、三つ目に小児用肺炎球菌ワクチンの接種の三つについて伺いをいたしました。私以外の2名の議員からも子宮頸ガンワクチンの公費助成について、質問がされております。

町長は今回の補正予算で子宮頸ガンワクチンの接種に対して、公費助成をする考えを示されました。このことは三重県下の自治体においては、素早い対応であったと思っております。町長の決断力が発揮された予算であると思っております。今回の子宮頸ガンワクチンの公費助成に踏み切った大きな理由をお伺いいたします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 子宮頸ガンワクチンについてのご質問、決断をさせていただきました理由のお尋ねでございますけれども、当然6月の時点で中瀬議員始め他の2名の議員さんからご質問いただき、そして町といたしましても、その当時、私もお約束をいたしました。前向きにこのことを検討したいというお約束をさせていただいた結果でございます。

そしてその後、県あるいは国の動き、あるいは近隣の市町の動きというものも状況分析をいたしながら、今回の補正に計上させていただいておることとございまして、ご承知のように国におきましても、平成23年度、来年度の概算要求に要求をしておるところとございまして、こういった他の情報等を分析をさせていただきながら、今回の補正をさせていただく、提案させていただくことに至った次第でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また当然のことながら、やはり特に子どもたちの大切な命を守っていく、こういうふうなことにやっぱり力を入れていかなければならないという考え方でございまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 今、町長は子宮頸ガンワクチンについては、若い女性の命を守ると、そういうことにいち早く行動を起こしたということになると思いますが、ヒブワクチンの接種と小児用肺炎球菌ワクチンについて、伺いたいと思いますが、私が行いました6月の定例議会の一般質問で、町長に予防接種に対して独自で公費助成を行っておる自治体が、全体にあるかというようなお尋ねをいたしました。その時の町長の回答は、独自で情報は持っておりません。知っておりませんという回答でありました。

今言われましたように、子宮頸ガンについて県内、県外の色々な情報をとって、色々なことを調べられた。その結果、公費助成を子宮頸ガンにするという結果に至ってというふうに思っておりますが、幼い乳幼児の命を守るヒブワクチンの接種や小児用肺炎球菌ワクチンの接種に対して認識が変わったことがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 先般のお尋ねのヒブワクチン、それから小児用肺炎球菌ワクチンについても、色々な情報を調べておるところでございます。まずは今の最新の状況の中では、国の参議院の予算委員会でも、このことが取り上げられまして厚労大臣としての答弁もあるわけございました。そういったことの状況の中で、国におきまして色々なワクチンについての部会があるということで、その部会の結論が近く出るという情報をいただいております、そういうことに基づいてこのことも情報を総合的にキャッチしながら、判断をしてまいりたいと思っております。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 町長は6月の回答の中で、定期接種の考え方の中で罹患率のことを言われております。それと同じく、防ぐことのできるということについては助成をしていきたいとも言われております。今言いましたヒブワクチンの接種であったり、小児用肺炎球菌ワクチンというものは、細菌性髄膜炎という重い病気に対する接種であります。先程の子宮頸ガンは若い女性の命を守る。今言いましたヒブワクチンとか小児用肺炎球菌については、乳幼児の命を守るということからすれば、同じレベルのものであるというふうに考えております。

町長が今色々な情報を集めながら検討を進めておるということを言われておりますが、県内でいち早く子宮頸ガンワクチンの公費助成に踏み切った町、玉城町でありますから、今言いましたヒブワクチンの接種であるとか、小児用肺炎球菌ワクチンの接種に向けて、早急なる決断を示されるのがいいのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 議員のご認識のとおり、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについても、そのワクチンの任意接種の中での優先性が高い部類だと承っております。先程申し上げましたように、そうした専門部会での結論を待って、そういった形で情報をキャッチしながら対応してまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、暫くお待ちを願いたいと思っております。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 町長の素早い情報キャッチを期待して、本日の質問は終わりたいと思います。

○議長（小林一則君） 以上で、10番 中瀬信之君の質問が終わりました。

次に、4番 北川雅紀君の質問を許します。4番 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） 通告に従い一般質問をさせていただきます。今回質問させていただくことは3点ありまして、町長テーマの順番が変わりますが、一つ目にスポーツ振興について、二つ目鳥獣対策について、そして三つ目に6月の一般質問の進捗状況などをお伺いします。

それでは一つ目のスポーツ振興なんですけれども、私は常々スポーツというのは本当にいいもので、人生を豊かにしてくれるスパイスみたいなもんだと思っていて、それに対して行政も力を入れるべきだと思っています。町長の一番大きな公約として、健康づくりということもありますので、きっとスポーツというのはその健康づくりというのと、すごく関わってくる部分だと思っていますので、その健康づくりとスポーツ、スポーツというものをどう考えているのかということ、まず町長にお伺いします。ここで僕が言うスポーツというのは、スポーツ講座とか体操とかではなくて、動いて汗をかくというようなスポーツの種類ですので、よろしくお願ひします。

○議長（小林一則君） 4番 北川雅紀君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村修一君） 北川議員からスポーツの振興についてのお尋ねをいただきました。私自身のスポーツについての考え方でございますけれども、やはり町民の皆さんの健康増進をしていくということで、何といたしましても町の施策の中で、このことも力を入れていかなければいかんというふうに思っておる次第でございます。スポーツの効能、スポーツによるところの効果というのは、大変なものがあると思っておる次第でございます。

特に個人競技もございませうけれども、チーム競技の中では、やはり子どもの時代から協調性を養うというふうなこともあるわけでありませうし、そして勿論その中で忍耐力、あるいは心や体を鍛えていくというふうなことから、何としましてもこのことに力を入れていくことが必要だと思っております。お陰様で多くの住民の方々が玉城町の場合にも、体力づくりに関心を持っていただいております。朝早くから屋外を歩いて健康づくりをやっていただいております。あるいはまた町の体育センターを始め色々な施設がフル回転の状況で、いつも満杯というところにきておるわけでございますし、また議員の中にも子どもたちのご指導をいただいております。そうした形で大人の方と子どもとの触れ合いというところで、子どもたちが健全な形で成長をしていくということもあるわけでありませう。

スポーツによってやはり町の活力をより一層高めていくという意味合いからも、何としましてもこの環境を整えていく。あるいは色々なボランティアの方始め町内の皆さん方にも、このご指導に当たっていただくことに、これからも力を入れてまいりたいと思っておる次第でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） そうなんです。スポーツは健康も手にできますし、精神も鍛えられますし、知らん人と会ってコミュニケーションもできる。本当に僕もバドミントンをしているんですが、絶対にあってない主婦の人とか、違う地区の方というのと会って、スポーツを通して交流が生まれるということがありますので、言葉では言えないぐらい、色々なことを得られるのがスポーツだと思っています。実際に

行政としてスポーツにじゃ何ができるのかということを考えて時に、まずスポーツを三つに分けていくと、スポーツ少年団みたいに町が助成をしてやっている団体、玉城町には7、8団体あるそうなんです、そういう助成している団体と、ママさんバレーとか、フットサルのクラブとかバドミントンのクラブとか、一般市民が集まって行政とはタッチしていない形でやっているレベル、それとスポーツを全くしてない人たちという、そういう人たちをどうスポーツに引き入れるかという、それで健康とかコミュニケーションを持ってもらうかという、その三つのレベルがあると思うんですけども、玉城町としてはその三つのレベルに対して、具体的にどんなことをされているんですか。お願いします。

○議長（小林一則君） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口典郎君） スポーツについて、先程町長からスポーツになれ親しむことの素晴らしさ、議員さんも話があったんですけども、行政として町内のスポーツ団体へ色々と支援もさせていただいております。スポーツ少年団につきましても、一定の育成基金を出させていただいておりますし、一般市民の方々にも体育館、それから小中学校の体育館を主に貸し出しているわけですけども、それから改善センター、スポーツセンターのほうの大きくは四つの会場と、それからお城広場の体育館のほうの貸し出しも、弓道とそれからスポーツ少年団、カローリングのほうに貸し出しをさせていただいております。

そういった点で、特に先程2番目の一般市民へのいわゆるスポーツの振興については、町内の施設を安いお金で貸し出しをさせていただいておりますし、かなり町内の体育館等の使用も満杯状態になっている状況があります。そういった点で一般市民の方々のスポーツに対する熱も、他の市町にはない思いがあるのかなと思っております。

中でも先程北川議員から言われましたように、ママさんバレーなんかも、県のほうでも優秀なチームになっていただいておりますし、かなり色々な活躍をしておる団体が、町内にもたくさんあります。それから今後、どういうふうに一般市民を取り入れていくかということについて、やはり今後考えていかなければいけないのが、総合型地域スポーツクラブを設置して行って、町民の今まで開拓されなかった人々へのスポーツの愛好というものを広めていきたいと考え方でおります。以上です。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） まず最初にある種類のスポ少というのは助成とかしているというので、行政がタッチして支援しているというのはわかるんですが、2番目の普通の地域の人たちが集まって助成とか受けずに、体育館を借りてスポーツをしているという団体に対してなんですけれども、これは他の行政、自治体がやっていることがありまして、支援として、まず大きくは二つあるそうなんです、二つ以上はないという話で、この二つさえやればそういうバドミントン団体やママさんバレー団体をカバーできるということがあるんですが、一つ目が全国大会に出た時に、その

チームの一人とか、チーム全体に対してお金を出すというような補助の仕方を、どこの自治体も大体やっているという話でして、実際に近隣のところを聞いたところ、松阪市、伊勢市も明和町も多気町も、そういうようなルールはあるんですけども、体育協会に所属しているとか、県予選があるとか、そういう細かなルールがあつて、全国大会に行った子に一人1万円や5千円というお金を出しているというようなことをやっています、松阪市だと年間700万円ぐらい、そういうのでお金を出していると、伊勢市も2、300万円出している。明和町と多気町が多分玉城町と同規模なんで、もしやるとしたら参考になると思うんです、年間30万円というお金を、そういうスポ少以外の団体に出しているという現状があります。

もし一つがそういう大会の前に体育館を優先的にそういう団体に貸すという、その二つが行政のできる市民レベルのスポーツ団体への援助というような話をお伺いしまして、県にも聞いたところ大体そういうのが、三重県下の自治体はやっているんじゃないかということなので、玉城町はその二つを全くしていませんので、町長どう思われますか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 玉城町は全くしてないということはないんですけども、玉城町はスポーツ振興を、私もずっと職員の時代から、その担当もしてきたんです。ママさんバレーが設立した時から、ずっと関わっておりまして、今は全国大会なんか行ってもらう時に、福祉バスを使ってもらっておるんですね。それでバックアップしておる。勿論、体育センターあたりも使ってもらるとということも、優先してやってもろとると思います。

それから、全国大会に行く時には、教育委員会なりそのチームの代表の方から、こちらのほうに報告をいただきますと、それに基づいて本当にごく些細というか、ごくわずかなんですけども、お祝いのお金を出させていただいております。今も議員からのお話なり、大体よく似た金額なんです、額は本当に何もたしにならんようなことなんですけども、本当はもっとたくさん出させていただかなければあかんのかわかりませんが、そういうふうな形でさせていただいております。

もう一つは体育協会というのがございまして、体育協会の中に参加をしておる。体育協会の中に入らせていただいておりますという形ですね。体育協会に、ちょっと数字は教育委員会で掌握しておりますけれども、体育協会の中からそのクラブに対して補助金が出ておる。こういう仕組みになっておりますので、やはりこのことを全体を通しては、もう冒頭申し上げましたように、色々なスポーツをもっと盛んにしてかないかんというふうに思っています。ありがとうございます。

○議長（小林一則君） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口典郎君） 先程の町長の細かいところについて、補足説明させていただきます。一応体育協会のほうはバレーボール協会、ソフトボール協会、野球協会、ゲートボール協会、剣道協会、ゴルフ協会、弓道協会、カローリング協会の8つの

団体に、今年度51万3,000円という育成支援をさせていただいております。

それからスポーツ少年団の3団体には、46万3,000円の支援をさせていただいております。後、軽スポーツ団体の4団体で21万5,000円の育成支援をさせていただいております。以上です。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） その支援している団体というのは、どういった範囲なんです。決めている範囲と言いますか。

○議長（小林一則君） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口典郎君） 玉城町では体育協会といういわゆるその協会の中に入ってきて活躍をして、体育を先程町長が言いましたように、心や体を体育を通じ、スポーツを通じて高めあっていくという、その協会をつくりまして、そしてその団体がその協会の中へ入っていただいて、その人数と活動内容、それから人数によってその分配の例えば51万3,000円ですけれども、今年度は。それを頭割りとか、活動状態によって分けさせていただいております。スポーツ少年団もそういうふうな形で実施しております。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） それはつまり最初に言った枠組みの三つの中にあって、補助している団体ということですね。説明不足ですいませんでした。そういうのもスポ少とか補助している団体も入れたり、そういうのに属していないスポーツ団体というのに対して、全てを網羅して全国大会に行くとお金を出すというような制度を、他の近隣の自治体は大体やっているというような話でして、先程町長が言われたバスを使ってもらっているというのは、それは助成しているところだけなんですね。どういった範囲ですか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） バスは、例えばゲートボールの方とか、あるいはママさんバレーの方とか、そういうふうな方、勿論中学生は義務教育、学校の子どもたちということであります。

それで、この体育協会とかスポーツ少年団以外に、例えば玉城町の出身の高校生が全国大会へ行くとか、そして他のところでチームをつくって、玉城町の方がその構成員として全国大会へ行くとか、そういうふうな形で教育委員会なり、色々なチームのほうから情報をいただきまして、その方にもよそとよく似た形の本当にわずかですけれども、お祝いをさせていただいております。こういうこともございます。

○4番（北川雅紀君） 町長の交際費。

○町長（辻村修一君） そうです。交際費です。金額はオープンですけれども、よく似た金額ですね。○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） わかりました。そのやはりバスに乗ってとるのとか、その町長の交際費から出しているというようなお金ですと、何か多分すっきりしないよう

な状況が生まれてくるんじゃないかなと思ひまして、例えば何も属していないバトミントンの団体が、全国大会に行くにあたって、バスを使え、言えば使えるのかもしれませんが、やっぱりそういうのは他の松阪市や伊勢市や多気町や明和町のように、ちゃんと条例とか内規とか規則とか、色々あると思うんですが、そういう文書化してやったほうがいいんじゃないかと。ケース・バイ・ケースで教育委員会や町長が考えると、いつか何か不平等と言いますか、曖昧なところが起きてきて、玉城町のスポーツということ全体として考えたら、そういうのは余り関係ないと思ひますし、むしろ補助してないところに、そうやって援助するというのが平等になっていくかもしれませんので、なにかそういういろんな所でもらってきたんですが、こういうものでしたら、大体2、3カ月でできると、どこの町も言っていましたので、条例までといわずに内規でもいいので、つくっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか、町長。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） そういうのはもちろん具体的な内規はありませんけれども、ケース・バイ・ケースで、誰でもというふうな考え方で、交際費と言えどもそんな勝手に支出するような時代と違います。一応のルールというか、考え方は全国大会へ行く場合と、それから町の出身でなければならぬとか、そして金額的なこと、そういうふうなことを一通り内規みたいな形の考え方を持たせていただいて支出しておるので、もう自由に誰でも顔見知りやで、そんな形の支出は一切しておりませんが、そういうふうなことはやっぱり整理をしていきたいというふうに思っています。

○4番（北川雅紀君） 実際に私のやっているバトミントンの私が所得しているチームではないんですが、友人のチームで、全国大会に今月、来月行くと、伊勢市から玉城町、玉城町に本拠地があるチームなんですが、伊勢市からそのチームへ入っている子は伊勢市からもらえるけれども、玉城町の子は玉城町からもらえないので、九州でしたか行くと言っていたんで、どうにかしてそうやって判断、教育委員会とかがしていただくというのは、ケース・バイ・ケースでわかりますが、ちゃんとした文章を作って、そういう人たちを網羅して、全国大会へ行く人はきっと将来、町で指導者とかになってくれると思ひますし、町をPRして、大会へ行ってしてくれるような立場にもなると思ひますので、どうか他の町のように文書として作って、平等な文書として作っていただきたいと思ひます。これは本当に2、3カ月でできるらしいので、僕は3月ぐらいまで半年ぐらい待ちますんで、どうかつくっていただければと思ひますので、最後に町長どうでしょうか。その内々の約束ではなくて。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） そういう内規的なものは、内規というんですか、そういうルールみたいなものは、すぐにできます。そしてもう一つは、その現実問題として今、北川議員がおっしゃってみえたように、その知り合いの方が全国大会に行く時には、

なかなか関係のある人がみえたら、そういう情報もかるんですけど、申し出をしてもらわんとわからんというふうなことが現実問題

○4番（北川雅紀君） 教育委員会に行ったらしいです。

○町長（辻村修一君） 現実問題とありますのでね。済んでからというわけにいきませんし、そういうようなことできるだけ、こちら情報もキャッチしながら対応させていただきたいと思っています。○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） ありがとうございます。それでは何かそういう全国大会に行くにあたってはできるだろうなと思って、この質問を終えて、次にスポーツに参加してない人たちを、どう消化していくかということについて、玉城町の現状なんですけれども、これ先程、教育長がおっしゃられた総合型スポーツクラブというのがあります、これは平成12年度に国が出したスポーツ振興基本計画というものなんです、生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境整備のための従前施策として、2010年度までに全国の各市町村において、少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブの育成という目標が掲げられたものなんです、簡単に言いますと、町内色々なスポーツ団体があるんですが、それが一つに集まって町全体の一つのスポーツ団体というようなものになって、その大きなスポーツ団体にはテニスやゲートボールや弓道や色々なものが参加して、その大きな団体にお金を年払で参加した市民たちは、この日はこのクラブ、この日はこのクラブと選んで、いつでも誰でもどこでも色々なスポーツが楽しめるという制度なんです、これが2010年までに各市町村において、少なくとも一つあるというような目標があるんですが、実際にはこの総合型スポーツ、三重県内で29市町あって、6つがまだでして、そのうち4つは設置の準備の組織を立てていると。

で未着手が玉城町と大紀町の二つだけというような現状がありまして、なぜこうなったのか。そしてこの先、この総合型スポーツというのをどうしていきたいのかということ、スポーツをやっていない人をどう入れるかということ、多分この総合型スポーツが一番手っとり早いと思いますので、町長の考えをお願いします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） これは私の考えも、勿論こういうスポーツ振興というのは力を入れていきたいということで、直接は教育委員会の所管ということですので、教育長から答弁します。

○議長（小林一則君） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口典郎君） 総合型地域スポーツクラブは文科省が、スポーツを普及させるための事業としまして、平成7年から広げていった、実施された事業です。それで議員ご指摘のように、県内29市町の町の中で、一つの町の中で二つつくってあるところもありますし、一つという形の中で、全くつくっていないのが、玉城町も含めて6町になります。6町になっております。それで設立が急がれておるわけなんですけれども、実は総合型地域スポーツクラブは今、先程言っていたいたいわゆる

スポ少とか、体育協会とか色々な団体があります。それを地域の中で総合型地域スポーツクラブの中に入れていただくというふうに考えておる市町が多かったわけです。

それでスムーズにそういうふうなところへ移管したところもあります。ところが私も、そんなに直接あれやったんですけれども、色々なんで玉城町は遅れているんだろうかなというふうに調べた結果、結局は総合型地域スポーツクラブに既存のいわゆるスポーツをやっていた人々が、わざわざいわゆる受益者負担になりますので、お金を出していわゆるそこへ入るということが、なかなか難しいというふうな形になっております。

ただ今後、私も考えておるのは、できるだけ幅広く、今言わせていただいたような色々な協会とか、スポーツ少年団にも声をかけさせていただいて入っていただきたいというふうには考えておるんですけれども、そういった中で受益者負担でお金を出して、そのスポーツクラブへ入ってもらう。ただそれにはメリットがなければ、なかなか今までお金を払っていなかったのに、いわゆる入ってくれません。

ですから、そういった点でいわゆる使用会場を安くするとか、そこに入ったら無料になるとか。そういうふうな形での仕掛けをつくっていく必要があるのかというふうにも思っています。ですから、先程の中で、総合型地域スポーツクラブは今ある団体も含めながら、新たに議員のおっしゃられるようにスポーツを日頃からやってない方も、様々取り組んでいただき、来ていただいて、大きな組織をつくっていく中で、ありとあらゆるスポーツがその中でできるということを、想定していきたいというふうにも思っています。

ただ団体については、その使用、自分たちが出すお金と、今まで会場費で出していたお金が、ちょうど帳消しになれるような形でしていただくと、入っていただけののかなというふうにも思っています。ただ今までのネック、玉城町が遅れた部分は、その段階で既存のあるスポーツ団体に色々働きかけをしたんですけれども、メリットが少ないということで、いわゆるおじゃんになったことが多かったようです。そういった点で我々はこの間、話にありますトレーニンググループを含めながら、目新しいものも入れながら、その総合型地域スポーツクラブを大きくつくっていきたいと考えております。ただ私どもも今、もう総合型地域スポーツクラブを設立するための準備をしておりますので、県のほうが今のところ大紀町のほうがまだ形でしたけれども、大紀町は確かに今年やるということは表明しておりませんが、準備もしておりませんが、玉城町は総合型地域スポーツクラブを設立していく準備はしておりますので、議員の頭の中に入れておいていただければありがたいと思います。以上です。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） 県内で未着手のところは二つということでしたので、きっと色々玉城町なりの事情があつて、遅れているんだと思いますが、これやっぱり事務

局を担当するのも参加するのも、やっぱり市民、住民というレベルですので、行政としては説明とか、そういうので本当にやる気のある方や理解をもらう機会を増やすということで、総合型スポーツが進んでいって、実現できるんじゃないかと思います。

最後にスケジュール的なものは決まっているんですか。何月までに設置するとか、どんな人たちが入るとか、いつ開始するとか、お願いします。

○議長（小林一則君） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口典郎君） 現在、設立のための会議を開いておりまして、一応目標としましては、今年度末に結成をしていきたいというふうに考えております。

今回から広報活動で、次回の広報たまきのほうにスポーツについての町民の皆様に、色々ご意見をいただく記事も載せさせていただきながら、そのスポーツについて町民の方々のご意見を聞かせていただくことをして、さらにそのスポーツ団体にも働きかけをしながら、スポーツ団体とスポーツ少年団等も入れながら、ご意見を頂戴しながら、それにも入っていただけるかどうかということも検討しながら、できるだけ今年度中には、そういうふうな意思表示は今年中です、ごめんなさい。今年中に意思表示をしていただきながら、1月からはその成立に向けての準備に入りたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） これも私議員になって、詳しく知ってわかった感じで、多分住民の方々は余りよくわかってない。名前だけが総合型スポーツって、どこの自治体にもありますんで、先行していて、やっぱり説明とか、理解してもらう機会が増えれば、ちょっとずつ上がっていくかなと思いますんで、そういうのをやっぱり力を入れてやってもらうといいと思いますし、きっとこの総合型スポーツができて、その前に言った全国大会の助成金とか、当たり前になっているようなことが、玉城町でもできれば町長がいう健康の体操とか、色々なものと合わせれば、玉城町のスポーツとか健康レベルって、本当に県内でもトップクラスになるとと思いますので、どうかうまくやるということが、今進んでいる段階では大切だと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、スポーツの質問は終わりました、二つ目が鳥獣対策について質問させていただきます。これは玉城町に近い将来起こるリスクと言いますか、被害が大きくなるようなことというような考えの下、話させていただきます。まず玉城町の話になると、町長は、玉城町は農業の町というような話をされるんですが、どういった意味で玉城町が農業の町と思っているのかということと。その中で私自身はもう近い将来、すごい金額の被害が出るであろうと思っている鳥獣被害を、どう考えているのか。農業をどう思っていて、さらに鳥獣被害をどう思っているのかということをお伺いします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 私が思う農業の町というのは、どういう意味かということでございます。まさにこの玉城町の地形からいたしまして、歴史的な意味合いからいたしましても、この神領の中心地として、神宮御藪、神宮へお供えをしてきたという言われもあるわけですからありますけれども、約1500ヘクタールの優良農地が抱えられておって、そして先人の皆さん方の努力によって、三重県トップを切って農業基盤整備のほ場整備が手掛けられた。そして今、有田地域での形態基盤育成のパイプライン工事が進められてきておる。こういう先進の町でございまして、やはりこれからのまちづくりの上におきましても、やはり第1次産業の農業を中心にいたしましたところの町の発展というふうなものは、やっぱり考えていかないかんということ、私は思っておる次第でございます。

そんな中での鳥獣害被害というふうなことでございますけれども、最近この鳥獣害の問題が、隣の町でも大変一番町の施策の中でも重点課題だと、こういうふうなことでお聞きをしておるわけでございます。地域によりましては笑い話のようなお話を聞くんですけれども、学校のグラウンドに出ておる子どもたちよりも猿の数のほうが多いやだということを知ったり、玉城町でもつい4、5前でしたか、この田丸の町中に猿が現れまして、大騒動してそして役場の電話が鳴りっぱなしやっただと、こういうことでそんなお話を、その後の町村会で言うたら、わしらとは日常茶飯事なんやというふうなお話を聞かせていただきました。まさにその通りでございます。

しかし、特に今の山の荒廃ということから、山に獲物がいないということから、鹿、猪、猿という被害が、この玉城町の南部の地域でも発生をしておるということは承知をしております、特に原の地域での猪のオリとか、それからワナでの捕獲ということも、猟友会の方からも先般お聞かせをいただいて、被害を最小に食い止めていただいておりますという状況も聞かせていただいておりますし、一部にももう汁谷の池の近くまで、度会町さんの名札のついた、これは冗談ですけども、鹿が現れたと。こういうふうな形で、鹿が出てきておるというふうなことも情報としてあるわけでございまして、そうしたことでいわゆる農作物に対する被害、あるいは山への被害というふうなものを、やっぱり最小に止めていくような形の施策を、これから少し力を入れていかないかんと違うかなと、こういう認識を持っておる次第でございます。

また補足は担当課長のほうからいたさせますけれども、そういった形での何とかしてせつかく農家の皆さん方が一生懸命になって農作物を育てられた。そういうふうなことがやっぱり鳥獣害によって、被害というふうなことになるますと、気持ちが萎えてしまって、もうだんだん意欲が湧かなくなってきたおるというふうなこともあるわけでございます。そんなことのないように一つ一つ手だてをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（小林一則君） ちょっと暫時休憩をいたします。テープの都合がございます

ので、すいませんケーブルテレビのテープの都合で、交換の時間だけちょっとしばらく休憩のほうよろしくお願いします。

(午後 2時20分 休憩)

(午後 2時28分 開議)

○議長(小林一則君) 再開いたします。休憩前に続きまして、一般質問を続けます。町長の答弁から願います。

産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長(田間宏紀君) 玉城町の野性鳥獣による農作物への被害状況ということで、数字的な部分もございますので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

玉城町におきましては、特に猪、カラス、ムクドリ、スズメによる被害が多くございまして、農作物につきましては水稻始め、小麦、大豆、柿、ブドウ、梨等の果樹、そしてまた、野菜等の被害となっております。平成20年度の被害面積といたしまして、21.1ヘクタール、被害額につきましては401万2,000円というふうな数字が出ております。また平成21年度につきましては、被害面積11.5ヘクタール、金額につきましては261万9,000円というふうな状況でございまして。そしてこの有害鳥獣に対しまして対策ということでいたしておるところでございまして。これにつきまして、猟友会を通じまして町のほうが有害鳥獣の捕獲許可を出し、各地域において行っておるものがございますが、平成21年度の事例で申し上げますと、猪の関係につきましては、地域的に原から積良、山神、そして勝田、宮古、岩出で出ております。これに伴いまして許可を出しておると。そしてまたちょっとエリアが離れましても、大仏山におきましても猪のワナの捕獲を行っておるところでございまして。

カラス、ムクドリ等の鳥類関係につきましては、広範囲にわたりまして宮古、勝田そして原、積良、山神、富岡、岩出、中角、岡出、昼田、山岡、小社、曾根、蚊野、松原というふうな地域におきまして許可を出し、猟友会の皆さん方のご協力を得まして、鳥獣の対策を行っておるところでございまして。そしてまた農業共済、伊勢地域農業共済事務組合におきまして、農作物の被害の状況でございまして、これにつきましては玉城町のエリアの中では、鳥獣の被害というふうな形では数字の計上がございません。

因みに伊勢地域の農業組合の水稻の共済というふうなことで、水稻共済金の数字を見ますと、平成20年度、約推計で500万円程度であったものが、平成21年度につきましては800万円程度増えておるというふうなことで、また昨日農業フォーラムというふうなことで、農作物の被害を考えるフォーラムというふうなことで、昨日、担当のほうが大紀町のほうで研修を受けてきました。昨年につきましては、玉城町でそういう研修を行わせてもらいました。そこにおきましても、被害につきましては、平成18年度から右肩上がり数字が伸びてきておるというふう

なことで、こういう鳥獣対策につきまして、対策のほう之急がれておるところでございませう。以上です。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） 数字が示している通り被害が増えていると、右肩上がりということで、また度会町と多気町なんです、玉城町は隣接している土地なんです、度会町の担当の方が玉城町の県境まで被害が来ていると、報告がここ近年増えてきたと。多気町のほうも五桂ぐらいですね。そういうところで被害が多いということで、玉城町独自の被害プラス近隣からも玉城町に寄ってきたところに被害が増えてますので、本当に何年後にはドワッと来てしまうんじゃないかなという危惧がありまして、そういう中で行政が何をすべきか。玉城町の場合は猟友会に駆除してもらっているという現状がありますが、他の自治体ですと網に助成したり、電気柵に助成したり、またワナを仕掛ける人の免許を取るのに助成したり、田んぼと森の間に空き地をつくって、動物が来にくくなることを行政がしたりというような、さまざまなことをやっているんですが、町長先程最初の答弁で、これから力を入れていきたいということをおっしゃっていましたが、そういう猟友会の駆除以外にも新しいことは、何かされていこうとお考えはありますか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 全国各地、この鳥獣害で大変困って見える自治体があつて、色々な対策の事例がいいのがございませう。ちょっと前になりますけれども、ご近所の底力というNHKの番組に、今三重県の職員として、この玉城町も管轄をしてくれております担当の方が、県の農業関係で仕事をしていただいております、もう顔を見ただけでも猪が怖がるような顔をされておられるわけでありませうけれども、要はその時に何をおっしゃってみえたかという、においが嫌がるんですね。したがって、そのにおいを、人の匂いを嫌がると。ですから地域の農家の方々、地域の方が大変ですけれども、草刈りとか、始終歩いていただく、獣道みたいな形のものを作っていただくと、こういうふうなことが非常にいい効果があるというふうなお話も、直接お聞きをいたしました。

色々な事例がございませうから、できるだけ効果的なものを、これをやっばし取り入れていかなければいかんというふうに思っています。ワナが非常に効果があるということで、ワナによる捕獲を随分とさせていただいたということ、この間、報告を受けました。そんなこともありますし、そういう里山に隣接をしておる田んぼ、畑等が、あるいはもちろん山の苗もそうですけれども、被害にあわないような対策を、色々情報や話題を出していただきながら考えていきたいと思つていませうのと、もう一つはやはり猟友会の皆さん方にも、また協力をお願いしていくという形で、二本立てでいきたいと思つていませう。地域の皆さん方のやっばしご協力も是非お願いしたいと思つていませう。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） これはやっぱり近隣の自治体が頑張っていたら、割りを食うものなので、こっちに入ってくるといいますか、寄ってくるので、そうなると玉城町頑張らないと、被害が大きくなると。地域で頑張ったら里山に帰っていくというようなことだと思いますので、是非玉城町も力を入れなければならないと。それで、玉城町だけで市や町単独というところで、他の自治体、100万円、200万円ぐらいお金を出しているんですが、大きなところでやっぱり国が今、鳥獣被害に力を入れてまして、それで度会町さんですと、平成22年度だと400万円余りの市単独に対して、国からは4,000万円ぐらい補助金を、鳥獣対策に対してもらっている。それは被害防止計画、来年度はどんなことをするんだというようなものを出せば、県に、多少は下りてくるようなものなので、玉城町としてそういう2、3月までに出せばいいと言っていました、県の方は。そういう被害をどう未然に防いでいくという計画を出せばいいというのがありますので、今は多分国の補助金は使っているか、使っていないかということと合わせて平成23年度に向けて、それはどうですか。2、3月に締め切りという話でしたが、出していく予定はあるんですか。

○議長（小林一則君） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間宏紀君） ただいまのお尋ねの国の施策等につきましてでございますけれども、これにつきましては鳥獣被害防止措置法という特措法というものが、平成20年度に施行されまして、農林水産大臣が作成する基本方針に則して市町村、市町がおおむね3カ年の被害防止計画を作成し、鳥獣の捕獲の許可権限の移譲、旧ですと県の許可であったものが市町に移るというものでございまして、そしてまた財政上の措置と施策等が実施されるということで、玉城町におきましても平成20年度にこの鳥獣被害防止計画を策定をいたしまして、この計画に基づき玉城町鳥獣被害防止総合対策協議会というものを設置をいたしまして、被害防止の対策を進めております。具体的には平成20年度に猟友会への委託、そしてオリを2台購入、そしてワナを5台購入いたしたところでございます。また平成21年度につきましては猟友会への捕獲委託にあわせ、カラスオリのほうの2台を購入し、これが今の防止計画を策定することに伴いまして、国のほうの10分の10の補助金で対応させていただいたところになっております。

また平成22年度の関係でございまして、22年度につきましては、猟友会の方々と相談をさせていただき、このオリ、ワナというものが、現在オリを合わせて15台、これにつきましては町が所有するもの、猟友会が所有するもの、また先程の対策協議会が所有するもの、そして農業共済の連合会、共済関係が貸し出しレンタルをするものと合わせて15基でございます。これらの現在の保有代数、そしてワナにつきましても、7台というふうなことで、今年度につきましては、そういう捕獲機材につきましては充実というんですか、満たされたということから、平成22年度につきましては、対策を取っていないところでございます。この特措法でございまして、これには多く区分がなされておきまして、まず地域における被害防止

活動への支援というふうな中で、今私が申し上げました部分のワナの捕獲の導入とかいうふうな部分につきましては、ソフト対策事業の部分になります。

後、ハード対策事業といたしまして、地域が一体となって進入防止柵の整備等、こちらが・・言われる部分になろうかと思えます。

そしてまた捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設等への整備の補助金というふうな内容でございます。平成20年度施行されました特措法につきましては、概ね3年ということでございますが、先日の国への農林水産省の概算要求を見させていただきますと、23年度の概算要求につきましては、従前ですと23億円であった交付金につきましては、12億円に減り、また別のメニューという形で鳥獣被害緊急対策事業ということで、100億円の予算要求がなされておるところでございます。この国の動向等も見極めながら、このハード部分の対策事業につきましても、今後は検討をいたしていきたいというふうに思っております。また産業振興課のほうで、窓口での電柵等の設置に対する助成は何かないのかというふうな相談につきましても、現在いま1件ございますので、来年度に向けて国の動向にあわせながら、対応のほうを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） 余り国から補助金を一杯もらうというのは好きではないんですけども、変な箱物を建てるとか、そんな話じゃないので、玉城町にリスクが迫っているんで、これは出せばもらえるようなもんですんで、恐らく、色々なその捕獲だけでなく、色々な柵や免許、そういうものの助成というものを含めて調べて申請をして、そして玉城町の農家の人たちが色々なメニューを選べるというような環境を作っていただきたいと思えます。平成23年度には色々なメニューが選べるというようなことになっているようなことになっていけばなと思って、この質問は終わらせていただきます。

最後にこの前、一般質問した進捗状況なんですけど、この前、三つお伺いしまして、一つ目がオンデマンドバス、これ下外城田定期運行をなくして、福祉バスの定期運行をなくしてオンデマンドバスだけの運行になったということなんですけど、その後、どうですか、反応は。お願いします。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） 8月1日からサンルートの中の下外城田だけ廃止をしまして、電気バスのほうへ完全移行しました。この7月と8月の乗車の人数を比較しますと、乗られた方ということで考えてます。まず7月、福祉バスで下外城田のバス停から乗られた方が120名でした。8月、電気バスを使って下外城田のバス停から乗られた方が110名ということで、大体乗ってみえる方が移行したんじゃないかと。1カ月だけの経過ですけれども、そのように認識をしております。

他に苦情等ですね、社会福祉協議会のほうとも1カ月ぐらい、中で話があったんですけど、やはり電話をするのが不便だという方は確かにみえました。これはこうい

う時代ですので、やはり今までバスを待ってくれば来るという方が、電話をすることになって、多少不便は感じるかと思うんですけども、人数的には120人から110人ということで、ほぼ上手に移行していただいたのではないかなというふうに、1月だけのデータですけども、そのように認識しています。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） 概ね、上手くいっているということで、この後も何か不自由なく行ければと思います。

二つ目に質問した商工会の中にある友の会が発行しているポイントカードの、ポイントで納税という件なんですけど、それは以後、どんな進展状況でしょうか。

○議長（小林一則君） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間宏紀君） 進展というようなことで、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。役員会のほうに商工会事務局を通じまして、友の会の役員会のほうでご議論をいただくように要請をかけさせていただき、7月下旬の段階で役員会がございましたので、そっちのほうで協議をいただいたというふうに聞いております。

役員会での協議の状況でございますが、前向きな方向で進めるということで聞いておるということで、報告があったわけでございますが、前回の6月定例会におきまして、町長検討し対応を図りたいというようなことで、ご答弁申し上げさせていただいておりますので、まだ具体的に協議の段階には入っておりませんが、まずもって問題点といたしまして、ポイントの換金システムの構築と、これは前回もご議論の中であったかと思うんですけども、それが一番大きな問題になってこようと思います。

ですので、まず事務的な部分の中で商工会の事務局、そして役場産業課、また役場での税務住民課、出納室の担当者会議というふうな、まずは担当者レベルの中で協議を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。現在まだ協議の中身までは至っておりません。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） 前向きに進んでいるということで、とても嬉しく思いますし、きっとこれが実現すれば商業も発展しますし、納税も増えるんで、玉城町にとってもいいことだと思いますし、もし協議持って実現していくのであれば、是非、温泉のほうに温泉に入る入浴料、このスマイルカードのポイントで払って入れるというような取り組みを、是非していただきたいと思います。

三つ目に聞いた観光課の取り組みについて、高速道路無料化になったことに併せて、玉城町としてもチャンスがあるということで、何か取り組みをしたほうがいいんじゃないかというお伺いしたところが、今、産業振興課の中で検討しているというような答弁をいただきましたので、その後、検討の結果はどうなったのかお伺いします。

○議長（小林一則君） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間宏紀君） まずすみません。ポイント納税の関係でふれあいの館入浴料のお話がありました。所管が私どものほうで、私どものほうでも検討をさせていただいたところですが、まずもって使用料ということで、条例化の中で謳っておるということと。もう一点は入湯税が税として150円があるというふうな部分の中で、このポイント納税、すまいるカード自体をどのような形で換金し、それを受けるかというふうなところがありますので、条例との絡みがありましたので、もう少し時間をいただきながら検討させていただきたいというふうに思っております。

それとすみません。観光課の取り組みというふうなことでございますが、基本的に観光への取り組み考え方につきましては、6月定例会のほうで町長答弁の中でも答えさせてもらっております。玉城町には色々な地域資源がございます。その資源を活用し玉城町に訪ねていただく、そして交流をしていただくということで、玉城町の価値が高まり、引いては経済波及効果が生まれ、これを産業観光というふうな観光という部分だけではなく、産業観光というような捉え方を、事業推進を図ってまいりたいというふうな答弁をさせていただいております。

これも典型的な事例といたしまして、当町におきまして集客交流施設アスパア玉城がこの典型的な例ではないかなというふうに認識をいたしております。この成功例というんですか、例を元にいたしまして他のさまざまな分野におきましても、創意工夫で地域産業に繋がることを展開をしていかなければならないというふうに思っております。

そしてまた地域産業振興戦略会議におきましても、色々と協議がなされておる段階ではございます。その段階途中の部分でありますけれども、食というふうな部分につきましても、北川議員のほうからご指摘のとおり、大きなテーマということで捉えておきまして、特に食により農業そしてまた商業への活性化というふうな部分に繋がるものであろうということも議論をされておりますし、そのような形で進めばいいのではないかと考えておるところでございますし、また戦略会議のほうでは情報発信の工夫というものが、とても重要であるということも議論をいただいております。

テレビメディアの活用、これにつきましてはグリードアップ事業のほうでの事業メニューがございますので、そちらの活用。また今定例会の補正予算にも計上いたしておりますが、ふるさと雇用再生特別基金事業によりますFM放送番組を活用しまして、町の各種イベント、物産展等の活用をしていきたいと。ここの中で町のPRをしていきたいと考えておりますし、また各種イベントそして物産展等におきましても、積極的に玉城町をPRしていきたいというふうに考えておるところでございます。

観光と言いますよりも集客というふうな部分の中で、地域産業が活性をし、町に

活気そして町民の絆ができればというふうに思いますし、商業の発展新たな産業の創出、農林水産省が掲げます6次産業化というふうな部分にも繋がれば、ありがたいというふうに考えております。

玉城町の魅力というものを磨きまして、町おこしを仕掛けていくということで、まだ組織化というふうな部分までは至っておりませんが、玉城町版のまちかど博物館事業というものを検討していこうということで、戦略会議の中でも動きがございます。町といたしましても、この動きが集客、そして観光というふうなものに繋がるものという考え方の中で支援をいきたいと考えておりますし、またうまく美し国というふうな事業も絡めながら展開を図ってまいりたいと思っております。

玉城町にここ数年色々な形で訪れていただく方が増えてきております。その方々のご意見等を聞かさせてもらいますと、非常に案内看板が少ないというふうな声をよく耳にいたしておりますので、これにつきましても今回の補正予算に計上いたしておりますけれども、町の単独事業の中で玉城町内、特に田丸町内の案内表示、城山周辺を含めますサイン事業、サインの設置事業というものを計画いたしております。まずもって、田丸の城跡、そして街道であります熊野古道、長谷街道の案内、沿線での歴史、文化、著名人の作家などさまざまな案内、そしてサインの設置をしていき、観光、集客というふうな部分に繋げていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（小林一則君） 北川雅紀君。

○4番（北川雅紀君） 観光課ということで、色々なメニューが出て、色々出たので、一つずつ言うのは何ですが、それが少しでも多く実現して、民主党代表選で落ちた小沢一郎も言っていましたけど、多分民主党内ではこういう意見が多くて、補助金とか無くして一括交付金か、地方自治体に色々考えさせるというような時代が近いうちに来ると思いますので、そういう時に私自身は観光というものが、玉城町ですごく伸びる材料であるし、農業とかと合わせてうまくいくんじゃないかなと思っておりますので、今からそういう時代が来るのに準備して観光ということを、色々取り組んでいただければ、きっと玉城町もまた新しい産業やお金をもらえるところが増えるので、観光化について今後も実現、その案ができるように取り組んでいってほしいと思います。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林一則君） 以上で、4番 北川雅紀君の質問は終わりました。これにて本日の日程はすべて終了いたしました。明日16日は、午前9時より本会議を開き提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さんでした。

（午後 2時52分 閉会）